

第一百二十八回

参議院環境特別委員会會議録第五号

(六三)

平成五年十一月十日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月二十九日

辞任

堀 利和君
小林 正君

十一月十日

辞任

狩野 安君

補欠選任

西野 康雄君
栗森 齋君

竹村 泰子君

南野知恵子君

委員

石渡 清元君
小野 清子君
堂本 晓子君
横尾 和伸君

竹村 泰子君

事務局側

環境庁企画調整
環境庁自然保護
環境庁大気保全
環境庁水質保全
農林水産省經濟
農林水産大臣官房
国土厅土地局長
農林水産省經濟
農林水産大臣官房
長官第一特別調査室
第二特別調査室
第三特別調査室
第四特別調査室
第五特別調査室
第六特別調査室
第七特別調査室
第八特別調査室
第九特別調査室
第十特別調査室

説明員

科学技术庁原子力
安全課長
環境庁企画調整
外務省総合外交
政政策科字原子
力課長
農林水産省構造
改善部長大蔵地球部長
外務省総合外交
政政策科字原子
力課長西野 康雄君
清水 澄子君
刈田 貞子君
栗森 真一君
勝木 健司君
正治君矢田部 理君
天野 之弥君

近藤 勝英君

河本 英典君

河本 英典君

○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

去る十月二十九日、堀利和君及び小林正君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君及び栗森喬君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西田吉宏君 ただいま委員長から議題にされました基本法案についてお伺いをいたしたい、このように思います。

さきの通常国会で当時の政府・自民党、私ども

でございますが、提出いたしました環境基本法案

が衆議院の解散という事態により廃棄のやむなき

に至ったのは大変残念であります。しかし、幸い

にいたしまして環境基本法案が再び国会に提案さ

れ、先日、衆議院において全会一致で無事可決さ

れたところであります。私は当時当委員会の理

事をいたしております。環境庁長官も同じく、

会派は違いますけれども理事をなさつておつたわ

けであります。当時の経過を振り返つてみます

と、私といたしましては感無量でございます。環

境基本法案は、地球環境時代に対応した新たな環

境政策の第一歩となるものであります。ぜひと

もこの早期の成立を見たいものだと私自身も念願

をいたしておりますところであります。

そこで環境庁長官にお伺いいたしますが、環境

問題について長い間、野党の立場でありますたけ

れども、この問題に取り組んでこられた長官であ

ります。この問題は全地球人類の問題でもある

う、こう思いますが、法案成立を前にしまして、

これは例え生涯教育の一環でもあるか、この

ようにも思うんです。学校教育等、教育の側面か

らも考えなければならぬのじやなかろうか、こう

思ふんです。

幸い長官は、私も京都出身ですが、京都市の教

育委員をなさつておつた、こういうお立場もある

わけであります。この新しい法案につきまして

の制定に関して、その意義について長官の御意見

をお伺いしながらも、先ほど申しましたように教

育的見地からもその御経験からあわせてお伺いし

たい。

○國務大臣(広中和歌子君) 私は、西田委員のこ

の環境基本法への思い、まさに同感でございます。

そして、今国会にこの法案が提出されました

ことを私は大変にありがたいことだ、ぜひきょう

を最後にいたしましてこの法案が可決され、そし

て環境庁といいたしまして新たな取り組みができる

ことを願つておるところでございます。

今日の環境問題は、人類が直面する最大の課題

であるという認識を持つております。その解決の

ためには国、地方公共団体、事業者、国民が一丸となつて取り組むことが必要でございまして、積極的に対応してまいりたいと思つております。

環境基本法は、地球サミットの成果を踏まえ、環境の保全に関する新しい基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めるものでございまして、今後の我が国としては環境への新たな取り組みを明らかにする大きな意義を有するものと考へております。そして、この後いろいろな取り組みがなされるわけでござりますけれども、教育的効果というふうなことをおつしやつていただきたわけでございますけれども、さまざまな取り組みの中で環境の大切さ、そして特に一般国民の方々がどのように環境保全のために御協力していくいただけるかということのPR、非常に大切なことだと思っております。

○西田吉宏君 もう一遍、冒頭に確認をいたしておきたいと思うのでありますけれども、先ほど申し上げましたが、今回これは同じものを出しておられるわけであります。この提案に先立ちましては、前回は衆議院、さらには参議院と二回にわたって法案の修正をいたしております。これが、その中でいさか議論があり異論があつて、温度差があるようにお聞きをしている。この点については、前回は衆議院、さらには参議院と二回と党間、与党八会派と申し上げていいのかどうかについてお伺いをいたしたいと思います。

これについてお伺いをいたしたいと思いますが、環境庁として環境の保全に関する施策の推進に当たつて、環境基本計画の実効性はどのように確保されることになるのかということであります。が、このお考えについて環境庁の御所見、環境庁長官の御意見をお伺いしたい。

○國務大臣(広中和歌子君) 環境基本計画のことをマスター・プランとおつしやいましたけれども、まさにこのマスター・プランは環境の保全に関する政府全体の基本的な計画といたしまして、政府内部の調整を経まして閣議の決定により定められるものでございます。ですから、環境の保全に関する国策は、環境基本計画の基本的な方向に沿つて策定、実施されることが担保されていると考えております。

環境庁としては、環境基本計画が策定された後は、その基本的な方向に沿つて関係各省庁と協力しつつ、環境の保全に関する施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 今のお伺いして、基本認識ですね、今いさかおつしやいましたけれども、この少ない持続的発展が可能な社会を構築していくの実情を踏まえた環境の保全に関する基本的な計

美しい環境、私たちの先人、先輩からこれは継承されたものであります。同時に、言いかえてみると、私たちの子や孫からの借り物だ、こういふうにも私は理解をするのであります。でありますから、これを私たちの子供たちの時代に十二分に引き継いでいかなければならない、これが生きている私どもに課せられた使命であろう、このように思うわけであります。

地球的規模で環境を守り、次代に引き継いでいるための努力は絶つてたばかりであります。これから実際の行動に結実させていく必要があるのではありますが、環境基本法はこのための第一歩であります。同法案に盛り込まれた施策を今後具体的な施策に結びつけていくことが必要であります。今までの具体的な施策の中では、まず政府に期待いたしますのは、政府全体のマスター・プランとしてふさわしい内容の環境基本計画の策定を私たちは望むところであります。

これについてお伺いをいたしたいと思いますが、環境政策への調和を図るよう、将来的な経済活動を支える基盤としての環境を重視する持続可能な開発、この考え方を我が国の経済施策の中にしっかりと根づかせていかなければならない必要があるのじやなかろうか、このように私は考えるわけであります。

そこでお伺いいたしますが、経済指標の中に環境の価値を反映させる手段として、グリーンGNPなどの総合指標の確立に向けた検討が国際的に進められていると仄聞いたしますのであります。我が国としての調査、検討は現状いかがなものか、この点まず一点お伺いをしたい、こう思います。第二番目には、環境保全を経済活動の中に取り込んでいくためには、環境基本計画にグリーンGNPといった指標で環境保全の必要性と効果を国民にもわかりやすい形で示す必要があるのではないかと考えます。環境庁としての御意見を二点お伺いしたい。

○政府委員(森仁美君) ただいまお尋ねのございましたグリーンGNP等の総合指標の問題でございます。

これは、環境と経済を総合的に評価する手法といふことでグリーンGNPということが言われてゐるわけでございます。この手法は環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくの実情を踏まえた環境の保全に関する基本的な計

も、これについてもう少しお伺いしたいと思うんです。

我が国は高度に発達した産業社会であります。あらゆるもののが経済的な成長、拡大といった尺度ではからがちで今日まであるわけでありますけれども、この根底にはGNPを初めとする既存の経済指標が人々の活動を拘束しているという事態があるのではないかと思うであります。

例えば、我が国のすばらしい自然の価値がカウントされていないことや、環境が破壊され、その回復のために多大な費用が必要である。この費用をかけた場合はGNPがふえるといったようないわゆる矛盾がある。このような状況を改革し、経済の環境政策への調和を図るよう、将来的な経済活動を支える基盤としての環境を重視する持続可能な開発、この考え方を我が国の経済施策の中にしっかりと根づかせていかなければならない必要があるのじやなかろうか、このように私は考えるわけであります。

それから、こういうような考え方を環境基本計画の中に入れられないのかというお尋ねでございますが、環境基本計画はただいま大臣からも申し上げましたように大変重要な計画でございます。それが、今グリーンGNPは申し上げましたように大変重要な計画でございます。

研究の動向も踏まえながら環境資源勘定など環境と経済の状況を総合的に評価する手法、この手法の開発に努力をしてまいりたいと考えております。

そこでお伺いいたしますが、経済指標の中に環境の価値を反映させる手段として、グリーンGNP等の総合指標の確立に向けた検討が国際的に進められていると仄聞いたしますのであります。これが、今グリーンGNPは申し上げましたように大変重要な計画でございます。

研究段階にございます。これから先、環境基本計画は中央環境審議会の御審議をいただきながら作成してまいりたいということになりますので、その中でどういうような取り組みができるか、全体として環境政策の総合的、計画的な推進のために十分な効果を發揮できるものとなるよう努めたいと思いますが、その中で検討を進めていただこうことになろうと思つております。

○西田吉宏君 基本計画の今は策定の問題ですが、次は基本計画の実効をあらしめるために国と地方公共団体の連携が重要な課題ではないかと私は考えるんです。

これは前々国会でも随分議論なさつたところでありますけれども、地方公共団体においても地域

なものであると考えております。このことはただいま西田委員お話しのとおりでございます。国際的には国連あるいはOECDにおいてもその手法の確立に向けた作業が進められております。

我が国では、平成四年度から環境庁それから経済企画庁、農林水産省において共同研究を行つて

画が策定され、国の環境基本計画と相まちまして環境保全施策全体が総合的、計画的に推進されることが必要であると、このように私は考えるのであります。

そこで、先ほども言いましたように、第百二十

六回国会の本委員会の修正によりまして、国と地方公共団体が相協力する旨の規定が加えられたわけあります。この規定は、この規定を受けて國も地方公共団体の環境の保全に関する計画づくりに積極的に協力、支援していくべきではないかと、このように思うものであります。この点についてお伺いをいたしました。

○政府委員(森仁美君) 環境基本法案の三十六条

では、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を、それらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するということが書かれてあることは、ただいまお話しのとおりでございます。そして、地方公共団体がこの趣旨にのつとりましてどのように環境保全施策を総合的、計画的に実施していくかということは、その地方公共団体が地域の実情に応じまして自主的に判断していく事柄にならうと思います。

環境庁といたしましては、計画の策定を始めといたします環境保全施策の総合的、計画的な推進に向けた地方公共団体の自主的な取り組みが一層促進されますように、さきの国会で追加されました第四十条の「国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。」この条項の趣旨も踏まえまして公共団体を支援し、また公共団体の施策に協力をしてまいりたいと考えております。

○西田吉宏君 大変質問が多うございますので、アセスメントについてお伺いをしたいと思うんであります。特に長官にこれをお伺いします。

環境アセスメントは公害や自然破壊の未然防止のために重要なものであるのは、もう言を待たないところです。環境基本法案にもその重要性が位置づけられたところであります。さきの通常国会に環境基本法案を提出した際に、環境アセスメントについて過去の経緯もありますから、宮澤前総理大臣から本委員会におきまして、今後とも現行の環境影響評価制度の適正な運用に一層努めるとともに、内外の制度の実施状況等に関し、関係省庁一体となつて調査研究を行い、その結果を踏まえ経済社会情勢の変化等を勘案しつつ、法制化も含め所要の見直しについて検討する旨の答弁をされたところであります。

そこで環境省長官、新政権においてもこの環境アセスメントについての考え方は前政権と同じなのかどうか、この点が一点であります。
もう一点は、今後どのように調査研究と検討を進められていくのか、この点についてお伺いをしたい。

○国務大臣(広中和歌子君) 第一点、環境アセスメントについての新政権の考え方でござりますけれども、今委員御指摘のとおりでございまして、そしてそれは同時に細川総理からの答弁と一致するところでございます。

○西田吉宏君 検討については。

○政府委員(森仁美君) この総理答弁を受けまして、関係省庁一体となつて調査研究を行っていくということについて、どのように調査研究と検討を進めていくかということがあります。既に私ども来年度予算の概算要求で環境影響評価制度特別総合調査研究費ということで予算要求をいたしております。

この調査研究では、関係省庁が一体となりまして、これまでの閣議決定要綱やあるいは個別法などの仕組み、あるいは地方公共団体の条例や要綱等に基づいて実績が積み重ねられております。この調査研究では、関係省庁が一体となりまして、これまでの閣議決定要綱やあるいは個別法などを用いております。現在のよう幅広い経済社会活動に起因する複雑な環境問題への対策ということで、国際的にもその有用性が期待されているということは先生御承知のとおりでございます。

度における技術手法等について、制度、運用の両面から詳細な調査研究を行いたいと考えているところでございます。

すけれども、環境税さらにはデボジット制などの経済的手法について伺いたいと思いますが、今日の環境問題の特質は、通常の経済活動や日常の生活からさまざまな環境への負荷が生じているといふことであります。

この特質にかんがみますと、特に環境に負荷を与える行為を規制するだけではなく、市場メカニズムを通じて社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていく経済的手法を活用していくことを検討していくことは大変有益だと、このように思ひます。例えば、文化都市京都においても随分議論をされたのも長官はよく御存じだと、こう思ひますが、そのように私は考えるところであります。

しかししながら、環境税、デボジット制等の経済的負担を課す措置の具体的な導入に当たっては、国民に負担を求めるものでありますから、その措置を導入した場合の効果、経済への影響等について国民的な議論を十分に行い、国民の理解と協力を得る必要が不可欠であると考えます。

そこで、経済的手法を環境政策に導入することの意義及び効果、または施策の具体化に向けての、現在検討しておられるならその状況についてお伺いをしたい。

○政府委員(森仁美君) お話を経済的手法というおきます自主的な取り組みを促し、市場の活力を生かす点で長所があると言われております。既に先進各国においても導入例が見られるようになります。現在のよう幅広い経済社会活動に起因する複雑な環境問題への対策ということで、国際的にもその有用性が期待されているということは先生御承知のとおりでございます。

これらにつきまして、現在私どもは環境庁内に

勉強会を設けまして、地球温暖化対策の観点から環境税を含めた経済的手段、あるいはリサイクルのためのデボジット制度を含めた経済的手段、環境保全の効果、経済に対する影響等に関する調査研究をよく進める必要がありますし、国民的な議論を十分に行っていく必要があると思っております。

この二つを背景にしながら、これからも内閣のためのデボジット制度を含めた経済的手段、環境保全の効果、経済に対する影響等に関する調査研究をよく進める必要がありますし、国民的な議論を十分に行っていく必要があると思っております。

○西田吉宏君 それでは経済的な手法でございま

すけれども、環境税さらにはデボジット制など

の環境税を含めた経済的手段、あるいはリサイクルのためのデボジット制度を含めた経済的手段、

環境保全の効果、経済に対する影響等に関する調

査研究をよく進める必要がありますし、国民的

な議論を十分に行っていく必要があると思っており

ます。その具体的な活用に当たりましては、その

面から詳細な調査研究を行いたいと考えているところでございます。

○西田吉宏君 それでは経済的な手法でございま

すけれども、環境税さらにはデボジット制など

の環境税を含めた経済的手段、あるいはリサイクルのためのデボジット制度を含めた経済的手段、

環境保全の効果、経済に対する影響等に関する調

査研究をよく進める必要がありますし、国民的

な議論を十分に行っていく必要があると思っており

ます。

○西田吉宏君 次に、地球環境問題についてお伺いをします。

○西田吉宏君 地球環境保全に係る国際協力に関して、環境庁

生存基盤である地球環境を破壊しつつあるのであ

りますが、我が国は本年五月、気候変動枠組み条

約及び生物多様性条約を締結したところであります

が、今後とも地球サミットの成果も踏まえながら、地球環境保全に積極的に取り組んでいく必

要がある、このように思うわけであります。

そこで、経済的手法を環境政策に導入すること

の意義及び効果、または施策の具体化に向けて

の、現在検討しておられるならその状況について

お伺いをしたい。

○政府委員(森仁美君) お話を経済的手法という

ことについては、広く環境保全のための各主体に

おきます自主的な取り組みを促し、市場の活力を

生かす点で長所があると言われております。既に

先進各国においても導入例が見られるようになつてまいっております。現在のよう幅広い経済社会活動に起因する複雑な環境問題への対策ということで、国際的にもその有用性が期待されている

ということは先生御承知のとおりでございます。

これらにつきまして、現在私どもは環境庁内に

お伺いをしたいと存じます。

○説明員(澤村宏君) 環境保全にかかる国際協

力についてのお尋ねでございますが、地球の温暖

化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は人類の

生存基盤にかかる緊急かつ重大な課題でござい

ます。環境の保全に関するさまざまな経験と技術

を有する我が国といたしましては、こうした経験

や技術を生かして、その国際的地位にふさわしい役割を率先して果たしていくことが必要であると

考えております。

このため、環境庁といたしましては、特に次の

ような分野における取り組みに積極的に貢献していきたいというふうに考えております。

まず第一には、地球サミットの合意を実現するため、国連持続可能な開発委員会を中心に進められております国際的な取り組みを積極的にリードすること。

第二には、気候変動枠組み条約の効力に向けた準備、そして本年十二月末に発効いたしました生物多様性条約の円滑な実施等に取り組むとともに、環境と貿易などの新しい課題に関する国際的枠組みづくりに積極的に貢献していくこと。

第三には、昨年、地球サミットで表明した環境ODAの拡充強化に向けて、途上国の環境問題対処能力の向上を含めました環境ODAを積極的に推進していくことなどございます。

○西田吉宏君 次に、民間の環境保全の活動推進についてお伺いをいたしたいと思います。

環境問題を初めてとする今日の環境問題は、先ほど申し上げますように、通常の経済活動や日常生活に起因するところが多いわけですが、事業者、国民、すべての主体が自主的、積極的に行動、努力して環境保全に取り組んでいくことが必要になつております。

しかしながら、環境保全のための取り組みへの意欲や関心があつても、実際には多くの人たちがどのような環境保全活動ができるのか、情報がない、仲間がないなどといった問題点が指摘をされおります。民間による自主的な環境保全活動を活発にしていくためには、このよな障害を取り除いていくことが有効である、このように私は考えるのであります。

そこで、環境基本法を受けて、民間の環境保全活動の一層の推進に向けて、今後具体的にどのように取り組んでいくのか、環境庁の方針をお伺いしたい。

二番目に、これは衆議院で修正されたんだと思いますが、法案に環境の日の規定が設定をされました。その趣旨にかんがみまして、環境の日の趣旨にふさわしい事業を今後積極的に実施していく必要がありますが、環境庁として今後どう

のようこの環境の日について取り組んでいかなければ、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(森仁美君) 民間の環境保全活動の促進方策でございますが、今見られますような都

市・生活型公害、あるいは地球環境問題といった

ような複雑、多様な環境問題の解決のためには、

国や地方公共団体だけではなくて、国民、事業者あるいは民間団体などが自主的にかつ積極的に取り組んでいくということが大変重要であると思われます。このことを踏まえまして、環境基本法案におきましても、民間各部門におきます環境保全活動を促進するための措置が環境の保全のための基本的な施策の中に位置づけられているところでござります。

私どもはこれからこれらの規定の趣旨を受けまして、一つは環境に優しいライフスタイルということに関します普及啓発などの国民に対する環境教育、あるいは環境学習といったものを推進していくこうというが一点でございます。それから、既にやつてまいつておりますが、環境に優しい企業行動指針というものをつくりまして企業にそれを普及させる。それからエコマーク事業の推進を図るということによりまして環境保全に資するような事業活動や製品を奨励していくというが二つ目でございます。それから、既に発足いたしております環境基金、これを通じました環境NGO活動の支援というものがこれから重要なになってまいりうると思いますので、これが第三番目。

それから広範な環境保全活動の促進に関する情報の整備、提供、これもまた大変大事なことでござります。これにも力を入れていきたいというふうに考えております。これらをあわせて民間の環境保全活動の一層の推進ということを考え方の大

もとに置き、一生懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

○政府委員(大西孝夫君) 第二点目の環境の日に関する御質問にお答え申し上げたいと思います。

御質問のとおり、環境基本法に六月五日を環境

の日とする定めがあるわけございまして、私ももこの趣旨に沿いまして国民等の間に広く環境保全についての関心と理解を深めるということとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意

思を高めてもらおう、そういう趣旨の全国的なキャンペーん活動を開いたしたいと思っております。

○政府委員(森仁美君) 予算要求はどれくらいあるんですか。

具体的に申し上げますと、とりあえず来年度の概算要求におきましては環境保全活動促進のための国民運動実施経費というものを要求いたしております。これが確保できましたならば、地方自治体と協力いたしまして、環境の日周知全国一斉キャンペーん事業という、長い名前になるわけあります。それを六月五日に全国規模で一斉に集中的にやりたい。同時に、国民が環境保全の方法でどういうふうに取り組めるか、国民が取り組めるような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一步から始めていきたいと思っております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重要なことは、この法案を受けて政府が具体的にどういった政策を実施していくのかとということであら。あとちょっと関連してやりますけれども、環境基本法案、長官のちょっと決意をお聞きしておきたいんです、今おっしゃいましたけれども、

○西田吉宏君 金の面も十分につけてもらうようになりますが、それを六月五日に全国規模で一斉に集中的にやりたい、そのように思つております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重

要なことは、この法案を受けて政府が具体的にどういった政策を実施していくのかとということであら。あとちょっと関連してやりますけれども、環境基本法案、長官のちょっと決意をお聞きしておきたいんです、今おっしゃいましたけれども、

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重

要なことは、この法案を受けて政府が具体的にど

ういうふうに取り組めるか、国民が取り組め

るような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布

したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一歩から始めていきたいと思っております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重

要なことは、この法案を受けて政府が具体的にど

ういうふうに取り組めるか、国民が取り組め

るような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布

したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一歩から始めていきたいと思っております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重

要なことは、この法案を受けて政府が具体的にど

ういうふうに取り組めるか、国民が取り組め

るような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布

したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一歩から始めていきたいと思っております。

い。

○國務大臣(広中和歌子君) 環境にかかる課題は非常に多岐にわたっておりますが、その行政も

多くの省庁にまたがるものが多いということは御

案内のとおりでございます。したがいまして、環

境行政を積極的に展開していくためには政府一体となつた取り組み体制を充実強化していくことが必要であると認識しております。

具体的に申し上げますと、とりあえず来年度の概算要求におきましては環境保全活動促進のための国民運動実施経費というものを要求いたしております。これが確保できましたならば、地方自治

行政の中核としての機能を十分發揮できるよう

なります。これが確保できましたならば、地方自治

と協力いたしまして、環境の日周知全国一斉キ

ャンペーン事業という、長い名前になるわけであ

りますが、それを六月五日に全国規模で一斉に集

中的にやりたい。同時に、国民が環境保全の方法

でどういうふうに取り組めるか、国民が取り組め

るような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布

したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一歩から始めていきたいと思っております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な社会づくりという重要な役割を担つた法案であると私は思うんです。そして、さらに重

要なことは、この法案を受けて政府が具体的にど

ういうふうに取り組めるか、国民が取り組め

るような方法などをいろいろ書いた小冊子も配布

したりいたしまして、国民挙げて環境保全に取り組めるような環境づくりをまず第一歩から始めていきたいと思っております。

○西田吉宏君 予算要求はどれくらいあるんですか。

○政府委員(大西孝夫君) 金額的には二千五百万でそろ多くはございませんが、できるだけ知恵を出してまいりたいと思っております。

○西田吉宏君 それでは、環境行政の機能強化についてお伺いをいたしたいと思います。

環境基本法は環境への負荷の少ない持続的な発

システムのあり方や行動様式を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものへ変えていくことが必要であるというふうに認識しております。

もとより環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくりは我が国だけではできるものではございませんで、世界と手を携えながら長く取り組んでいく必要がある大きな挑戦でございまして、環境基本法をそのための第一歩としたい、そのような覚悟であります。

○西田吉宏君 そこで、ちょっと具体的な問題でお伺いしたいんです、悪臭問題について見解をお伺いしたい。悪臭問題が制定されることで地球的規模で環境破壊の顕在化など社会情勢の推移を背景として環境基本法が制定されることになつたのであります、しかし一方で従来の公害問題についても依然として解決を図らなければならぬ問題があります。そこで、同基本法の第二

条に定義されている公害の中で悪臭を例にとってお伺いをいたいと思うであります。

環境基本法に基づく各種の規制は科学的根拠に基づいてなされるべきであると思ひますが、例えば畜産に伴う公害で、この種の問題は水質汚濁や騒音のほかに悪臭いわゆる俗に言う臭い、汚い、やかましい、こういう悪臭についても科学的根拠に基づく規制基準が設定されておるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(松田朗君) お答えいたします。

悪臭に対する私は現在悪臭防止法というものがございまして、ここおきましては不快なお原因となつておりますもの、あるいはそれに伴つて生活環境を損なうおそれのあるものということです。

具体的には、今の二十二物質のそれぞれの悪臭の強さ、それを六段階に、全然においのしないところから非常に強烈なおいまでを六段階に分け

まして、その真ん中辺に当たるところのにおいは今まで濃度におきましてどのくらいの濃度かといふように実験的な比を求めまして、そしてそれぞれの規制基準値を設けているわけでございます。

○西田吉宏君 いや、そこが問題なんですね。例えば、コーヒーのにおいや香水のにおいが嫌いな人があるわけです。においの感じ方に對しては個人差があるわけなんですね。規制を行うのにはこの点をどう考えていいたらいいのか。

例えれば、私はいさかかなむ方なんです。そうすると、このごろ京都において酒蔵で新酒の香りといつてすごく宣伝されて、冬到来、新酒到来というようなものです。ところが、酒の嫌いな人もこの中にあろうと思うんです。こういう人にしてみたら、これは大変不愉快なものじゃなかろうかな、こう思ふんです。今言いましたようにコーヒーの問題だつてそうだと思う、香水だつてそうなんです。

こういう問題について、あなたの今言われるようなのは感情的なものに等しいような気がするんだけれども、科学的根拠のはつきりしたものがないんです。今おつしやつたように、水質汚濁の問題で二十二とか、さらには科学的根拠のはつきりしたもの、こういうものがいいけれども、これをもう一回答えてください。

○政府委員(松田朗君) 今先生の御指摘のにおいにもいろいろな種類がありまして、人によってはよいと感じる場合も不快と感じる場合もある、そのおりでございまして、物質によつては短時間であればいいけれども繰り返しかいでおれば非常に不快になる、いろいろございまし、あるいは個人差もござります。

したがいまして、先ほど申し上げましたにおいの強さという判定レベルの設け方と、もう一つ今先生が御指摘の不快というものにつきましても九段階のものを設けまして、そして極端に不快なものから逆に非常に心地よいものというものの幅を九段階に分けまして、一応それぞれの今の悪臭物質についてチェックをしております。においの強

度とそれから不快の強度とをかみ合わせまして、そして悪臭物質を指定しているわけでございまして、現在その二十二の物質につきましては、今先生の御指摘の不快の観点から見ましても不快度がプラスに出ているものになつておるわけでござります。

というようなことで、今後ともこういうにおいについての基準ですか、規制値のとらえ方については引き続き研究に値するものだと考えております。

○西田吉宏君 東京都では人の鼻、臭覚ですけれども、人の鼻を用いる悪臭の試験、これを官能試験、こう言うんですね。これで規制している、こういうふうに聞くんです。じゃ、全国の自治体でこういうような官能試験の導入状況はどういうふうになつておるのか、この辺ちょっと聞かせてください。

○政府委員(松田朗君) 先生御指摘のように、今官能試験、要するに検知器で悪臭物質ごとに何をもつて云々するというんじゃないなくて、その物質を特定せずにトータルのにおいとしてどうであるかという観点から試験をしているのが官能試験でございます。

これは、最近の傾向では非常に自治体の方で普及しておりますが、現在三十八の自治体でこの官能試験という方法を導入しているようでござります。

ベルも自治体で余り差があつてはいけないということで、嗅覚を用いる場合の判定試験の方法といふものについてこういうものがいいんじやないかともあります。本年一月でございますが、環境廳長官名で認定することになりました臭氣判定技術審査証明事業というものを社団法人の臭氣対策研究協会というものにお願いしてやつていただきまして、この官能試験というものの普及に努めたいと考えておるところでございます。

○西田吉宏君 先に答えておるところでござります。環境廳長官名で認定することになりました臭氣判定技術審査証明事業というものを社団法人の臭氣対策研究協会というものにお願いしてやつていただきまして、この官能試験といふもの普及がするんだけれどもね。試験士制度ができるんですか。まあいいですよ、後で一遍にお尋ねします。

環境基本法第十六条は、悪臭については環境基準を設定することになつてない、科学的根拠に基づいて規制を行うためには悪臭についても環境基準の導入が私は國られるべきだ、こう思ふんです。

そこで、私が冒頭言いましたように畜産の問題で言いますと、汚い、臭い、やかましい、こう三つあるんです。そうすると、やかましいといふのはこれは例えばデシベルで、昔のホン、これでわかる。汚いというのは、どこから汚いんだといふことになるところは大変難しい問題だと思うんですよ。それから、特に臭いという根拠は、例えば質汚濁の問題をおつしやつた。しかし、悪臭には幾つあるのかわかりませんが、例えばアンモニアのガスがある、これは数値が出ます、メタンも出る。

しかし、人間に体臭があるように大動物でも中動物でも小動物でも、みんな体臭を持つんです。しかも、物を食べるんですから必ず排せつするんです。水質汚濁の問題も出てくる、小動物、鶏とかの家禽、こういうものについては御案内のように尿

をこかない、本質には私は全然関係ない、このように私は思うんです。そうすると今、ことしは百年に一遍の不作だ、こう言われているんですが、食糧安保守論も出ておる。日本の食生活が多様化してきた、御案内のようにたんぱくの供給、たんぱく資源の確保というものが大変重要になるんです。

例えば、東京都の二十三区で鷄を飼つたり、大動物を飼つたり中動物を飼うということはこれは常識的にいかがなものか、私はこう考える。しかしこう一遍、日本列島の中で考えてみたら客観的に言つたらまだたくさんそういう適地はあるうと思うけれども、この三つの問題があるだけに、例えば京都市内、東京都内、大阪市内、こういうような大都会でもともとやつておつた人が公害だといつて追い出されていつたんです、昭和四十二年のあの公害対策基本法ができてから。そして、その次に新天地を求めた人は荒野を開いたんです。道路をつけた、電柱をつけたんです。そこでやつと導道に乗りかけたなと思うと、人は後で居住してくるんです、開発で。そして、汚い、臭い、やかましいのこの三つで追い出していくんです。

行政をやります都道府県は市町村に対しても適地だなどと思つてもなかなかそういうことの振興しておられと言つたつてやつてくれない。市町村の町長さんや首長さんだつてみんな選挙の洗礼を受けるんですから、そんなもの持つてきなんではと、こういうことになつちやう。僕はこういう基本法ができたときに、そういう問題をきちっとやっぱりやっておくべきだと。

農水省お見えになつていますね。農水省、ちょっとこの辺一遍、今そのことを申し上げながらきょうまで一体どういうような公害の除去に対しの施策、さらには畜産振興そのものについて、おとりになつた今日までの経緯を教えてください。

○説明員(信國卓史君) 畜産経営に起因いたします環境問題の発生、これを寄せられます苦情の数というふうな形で見てまいりますと、近年一貫して

このようなことから、畜産環境問題の対策といたしましては、畜産農家に対します家畜ふん尿の適切な処理のための指導、あるいは共同利用の家畜ふん尿処理施設につきましてのこれを整備いたします場合への助成、あるいは先生先ほどおっしゃいましたような経営移転を集団的に行う場合の助成、あるいは個人施設に対しましてはふん尿処理施設等のリースあるいは低利融資といったような対策を講じてきているところでございます。

さらに六年度、来年度の概算要求といたしまして、新たに水質保全に係ります規制が強化されたことに對応いたしまして、高度な家畜ふん尿処理施設を緊急に整備するための事業あるいは家畜ふん尿処理に關しまして新しい技術の実用化を進めておりますが、その中で悪臭の抑制効果のございます有用微生物等、新しい素材に關します調査並

その中でもやはり悪質問題が特に苦情の発生が多いございまして、畜産の苦情につきましての約六割を占めている状況でございます。このような畜産環境問題の発生は畜産にマイナスイメージを与えて、例えば後継者の確保がなかなか難しい、こういうことの原因にもなっておりますので、畜産の発展によりましてこういう阻害要因になつております環境問題をどうやつて解決するのか、特に畜産環境問題の主因となつております家畜のふん尿の適切な処理というのがますます重要になつておりますと考えておるところでございます。その場合、家畜のふん尿は一方では多くの有機物を含んでおりますので、これを堆肥化し土壤に還元するということは、環境保全のみならず資源の有効利用という観点からも極めて有効でございま

びにそれらの最適利用体系の確立のための事業者へ
いつたことをあわせ要求しているところでござります。
○西田吉宏君 新しい素材というのは何ですか。
○説明員(信國卓史君) これは、素材は微生物が
主材でございますけれども、そのほか鉱物でござ
いますとか、いろんなものがござります。

では私も含めまして多くの人たちは生活者の視点から苦情を言い続けてきたのではないかと思います。

きょう先生は、事業者の視点から、あるいは食糧供給という視点から新たな立場で問題提起をなさつたとということで大変関心を持ち、興味深く伺つたところでございます。ただ悪臭という問題

○西田吉宏君 今言われるのは、いわゆる共同業でやっているところの公害施設に対するの融資を行なうとか、制度資金を持つとか、そういうことをおっしゃっているんだと、こう思ふんです。この問題は大体農水委員会の問題ですから、たゞ僕は入ませんけれども、ちょうどこの基本法が制定されるときですから、私の言ういるのは、畜産業を営む場合にはそういう公害をでさなければ飛散しない、こういうことは基本やと、思うんです。思ふんですけども、そのこととは別個の問題として公害といわゆる悪臭、汚い、騒音についてはホンがありますね。しかし、人間を出すように牛だつて豚だつて鶏だつて声をあげるんですよ。こんなマスクはめさすわけにいかぬ。だから、僕は人間に体臭があるがごとく動物に

は、他の公害問題と同様に、やはり積極的に解決を図るべきものだと思いますし、それは単に事業者の移転や廃止などによって解決を図るだけではなくて、適切な対策を講じることによって住民の生活環境の保全との両立を図る、そういうことが必要だらうと思います。

環境庁といいたしましては、悪臭防止法の適切な運用、それから環境事業団による融資を行うとともに、今後ともこのような視点に立ちまして関係省庁なかんずく農水省などと連携を図りつつ自治体を指導してまいりたいと、そのように思つているところでございます。ちなみに、環境事業団からの低利融資もございまして、環境庁としては技術的、経済的に悪臭防止を支援しているところでございます。

も体臭があるんだと、こういうことなんですかね。畜産の公害、畜産を環境破壊だといふような、そういうこととのらまえ方をしていくと今農水省のお答えのように畜産がどんどん追いやられてしまって、たんばく資源の提供する場所がなくなってしまう。自由化の問題でどんどん切り捨ててしまつて、何ですかホルステインの肉が下がつてしまふ。これは農水問題だから余りやつたらいかぬだけれども、まあお許しください。

そういうことからいくと、この基本法によつて畜産のたんぱく生産が追いやられる、こういうこととの懸念を持ちますから、この辺を私は実はここで指摘をしておるわけでありまして、これは長年どのようにお考えですか。

○國務大臣(広中和歌子君) 悪臭というのは生産に密着した環境問題であるということで、これ

も長官ひとつよろしくお願ひします。要望しておきます。

議題を変えまして、ロシアによる核廃棄物の海洋投棄問題についてお伺いをしたいと思うんですが、時間がございませんので、あらかじめ用意いたしました質問は少しあはよつて申し上げたいのですが、日本海への核廃棄物の不法な投棄は、エリツィン大統領が帰国をしてからたった三日後の十月十六日に行われたものであります。これは先委員会で議論になつたところであります。

しかも、日ロ首脳会談の東京宣言の中での核廃棄物の海洋投棄の環境に与える影響を日ロ共同で調査するということを決めたやさきのことでありますし、我々日本人のプライドを大きく踏みにじつたものだと、このように私は思うのであります。まさに暴挙であります。このことは、今後日本と

ロシア両国の信頼関係、協力関係に水を差すものである、極めて遺憾である、同時に重大な外交問題である、このように私は考へておることを申し上げておきたいと思うのであります。そこで、今回の不法な投棄について、ロシア側から我が国に對して何らかの事前通告はあつたのか。この前にお伺いがありましたけれども、簡単にお答えください。

○説明員(天野之弥君) お答えいたします。

今回の件に関しましてロシア側からの事前通告は一切ございませんでした。

○西田吉宏君 日本の政府は、今回のこの海洋投棄の事実についてどのようなルートを通じて知ったのか、この辺についてお伺いしたいと思いま

す。一部報道によれば、グリーンピースから情報を得たとも言っている。しかも日本人がそこにおつてカメラで撮つてその事実が放映された。このことが事実ならば、政府のロシア関係の情報収集体制はどうなつているのか、この点についてお伺いしたい。

○説明員(天野之弥君) ただいまお答えいたしましたように、ロシアからは事前の通報はございませんでした。自後、直ちにロシア政府に對して照会をいたしましたところ、十八日になりましてロシア政府から事実関係の確認があつたところでございます。また、先般十月二十七日、二十八日、専門家会合を開きまして、私はロシアに行ってまいりましたが、その際により詳しい情報の提供を受けてまいりました。

以上でございます。

○西田吉宏君 今回の海洋投棄は、我が國のみならず韓国初め諸外国からも強い批判を受けています。ロシアは海洋投棄を現在のところ一時停止をしたようではありますか、一昨日、今日の八日からロンドンにおいてロンドン条約締約国会議が行われております。

今回の論議の的は、低レベル放射性廃棄物を含めた海洋投棄の全面禁止である。日本は既に支持

の表明をしていると聞いておりますが、このような状況の中でロシアの軍事関係者はこれからも引き続いて投棄を行うと言つてはいる。そういう報道がある。政府はロシアが今後海洋投棄を行わないという確証を得ておるのかどうか。外交上の問題ですからね。その辺はどうなんですか、教えてください。

○説明員(天野之弥君) まずロンドン条約の関係につきましてお答えいたします。

ロンドン条約の締約国協議会が今月の八日から十二日までロンドンで開催されております。このロンドン条約の締約国協議会においては、条約改正問題を主要議題として取り上げております。この一環として低レベルの放射性廃棄物の海洋投棄問題も検討されております。この問題に関しては、大勢は低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の禁止を内容とする条約改正案を支持することとしております。

次に、ロシアの軍部による発言などにつきましてお答えいたします。先生御指摘のとおり、十七日の投棄の事実が確認された直後、外務大臣などハイレベルから投棄の即時中止を強く申し入れまして、二十一日、ロシア側は投棄の中止を発表したという経緯がござります。しかし、それにもかわらず、一部の海軍関係者などから投棄の継続に関する発言が繰り返し行われております。これに対しまして、私どもは、十一月一日、我方のロシア大使館からロシアの外務省に對しまして申し入れを行いましたところ、先方は中止を決定したという決定以外いかなる新しい決定も行われていないことを回答してきました。

また、二日、環境天然資源省次官に對しても同様の申し入れをいたしまして、先方からも同意旨の回答が来ております。また、四日には、枝村大使からクロモフロシア海軍総司令官に対しまして申入れを行いました。この申し入れに對しましては、海軍としては政府の決定は厳格に尊重するということを確認いたしまして、また、今後報道されただような発言がないように注意するというようだといふことを回答しております。

○西田吉宏君 お隣におられる我が党的な石渡理事長は、科学技術庁から、今回の海洋投棄物は低レベルのもので余り問題はないとの答弁があった。グリーンピースの測定では、普通自然界のバックグラウンド放射能レベルは五ミリシーベルト程度のものものに対しても、現場付近の測定値は六百八十ミリシーベルトであったと言つてはいる。つまり、百数十倍ものすさまじいレベルまで上昇しているのであって、専門家の中にはこれは決して低レベルのものではない、そういうような廃棄物じゃないとの見方をしている人もおります。

さらに、投棄の場所が三千メートルの深海だから影響がないと言われておりますけれども、今回のグリーンピースの廃棄船の映像を見ても、とても深海に廃棄物を流し込むような装置をしているとは思えない。私もあるのテレビを見てそう思う、素人ですから。また、御承知のように、日本海は海底がすり鉢のようになつていて、真ん中が四千メートル級の深海に対して周囲が盛り上がりておる、こういうような海底だそうあります。深さが均一であれば海流も均一に拡散して、問題はないと言えばおかしいですけれども、まだましだろうと。もし何らかの海流の作用である地点だけ流れのよどみが生じる可能性があるとしたなら、漁業資源等に対する影響は大変なものが出てくるのではないか、このように言われております。

私は京都でありますが、今河本先生がおられましたけれども、滋賀県には日本で一番大きな琵琶湖がある。あの琵琶湖は、琵琶湖大橋というのがあつて、北側が北湖、南側が南湖と言つた。御案内

からクロモフロシア海軍総司令官に對しまして申入れを行いました。この申し入れに對しましては、海軍としては政府の決定は厳格に尊重するということを確認いたしまして、また、今後報道されただような発言がないように注意するというようだといふことを回答しております。

○西田吉宏君 お隣におられる我が党的な石渡理事長は、科学技術庁から、今回の海洋投棄物は低レベルのもので余り問題はないとの答弁があった。グリーンピースの測定では、普通自然界のバックグラウンド放射能レベルは五ミリシーベルト程度のものものに対しても、現場付近の測定値は六百八十ミリシーベルトであったと言つてはいる。つまり、百数十倍ものすさまじいレベルまで上昇しているのであって、専門家の中にはこれは決して低レベルのものではない、そういうような廃棄物じゃないとの見方をしている人もおります。

さらに、投棄の場所が三千メートルの深海だから影響がないと言われておりますけれども、今回のグリーンピースの廃棄船の映像を見ても、とても深海に廃棄物を流し込むような装置をしているとは思えない。私もあるのテレビを見てそう思う、素人ですから。また、御承知のように、日本海は海底がすり鉢のようになつていて、真ん中が四千メートル級の深海に対して周囲が盛り上がりておる、こういうような海底だそうあります。深さが均一であれば海流も均一に拡散して、問題はないと言えばおかしいですけれども、まだましだろうと。もし何らかの海流の作用である地点だけ流れのよどみが生じる可能性があるとしたなら、漁業資源等に対する影響は大変なものが出てくるのではないか、このように言われております。

私は京都でありますが、今河本先生がおられましたけれども、滋賀県には日本で一番大きな琵琶湖がある。あの琵琶湖は、琵琶湖大橋というのがあつて、北側が北湖、南側が南湖と言つた。御案内

ように琵琶湖は随分条例をつくつて今防止をしておりますが、私ども地方議会におつたときに見学をいたしました。あの北湖の方は深さ六十メートルだと、こう言われる。南湖は大体深さが五メートルから六メートルぐらいだと。南湖が今汚れている。しかし、これはしゅんせつをするとまだ間に合う、以上でござい。

○西田吉宏君 お隣におられる我が党的な石渡理事長は、科学技術庁から、今回の海洋投棄物は低レベルのもので余り問題はないとの答弁があった。グリーンピースの測定では、普通自然界のバックグラウンド放射能レベルは五ミリシーベルト程度のものものに対しても、現場付近の測定値は六百八十ミリシーベルトであったと言つてはいる。つまり、百数十倍ものすさまじいレベルまで上昇しているのであって、専門家の中にはこれは決して低レベルのものではない、そういうような廃棄物じゃないとの見方をしている人もおります。

さらに、投棄の場所が三千メートルの深海だから影響がないと言われておりますけれども、今回のグリーンピースの廃棄船の映像を見ても、とても深海に廃棄物を流し込むような装置をしているとは思えない。私もあるのテレビを見てそう思う、素人ですから。また、御承知のように、日本海は海底がすり鉢のようになつていて、真ん中が四千メートル級の深海に対して周囲が盛り上がりておる、こういうような海底だそうあります。深さが均一であれば海流も均一に拡散して、問題はないと言えばおかしいですけれども、まだましだろうと。もし何らかの海流の作用である地点だけ流れのよどみが生じる可能性があるとしたなら、漁業資源等に対する影響は大変なものが出てくるのではないか、このように言われております。

私は京都でありますが、今河本先生がおられましたけれども、滋賀県には日本で一番大きな琵琶湖がある。あの琵琶湖は、琵琶湖大橋というのがあつて、北側が北湖、南側が南湖と言つた。御案内

洋調査を実施してございます。

今回、ロシアによる新たな投棄、これは一キュリーもしくは最近の話だと○・三八キュリーと申してございますが、いずれにしましても、今回のロシアによる新たな投棄という事態を受けまして、十月二十日でございますが、放射能対策本部の幹事を開催いたしまして、本件の影響の重大性と内容の調査といったようなこととの目的のためには、海上保安庁だとか気象庁、水産庁といったような関係各省の御協力を得まして、緊急に海水の採取だとか分析等を行うということで日本独自の調査をして実施しております。現在やつておるところでございます。

それから、特に従来は日本海といふことで日本側の海域での調査でございましたけれども、投棄された当該海域におきましても日口で共同で作業をしよう、調査をしようということで合同作業部会、ちょうどきょうでございますが、きょう、あそ行われているところでございます。

それから、先生から大体一キュリー・プラスアルファといつたような前回の御議論も踏まえて御指摘があつたわけでございますけれども、新たな投棄も含めましてこのような旧ソ連、ロシアにおける投棄といふのは国際的な合意にも反しております。特に先ほど水産関係の御心配の要望等も我々たくさんいただいてございます。今回の事態に対しての国民の皆様方の深い懸念といふことに重きをいたしまして、十分に今後漏洩のないように調査もし、相手方から情報を求め、慎重にその影響を評価していくべきだというふうに取り扱つてまいりたいと思ってございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(竹村泰子君) 西田さん、時間です。

○西田吉宏君 時間ですか終わりますが、ちょっと三十秒だけください。

一言だけつけ加えておきますが、今おっしゃつ

たからそれで私も理解はいさかいたしますけれども、誤解を招くような発言をしてもらつたら困る。この前の石渡質問に対しまして、あなたのところの科学技術庁放射性廃棄物規制室長さん、この方が追答弁をされまして、かつては一九六六年から一九九二年まで二十七年間にわたつて二万キュリー近くも海洋投棄をしておるんだと、今回のわざか一・〇八七キュリーだと、したがつてこれは調査したところ特段異常が認められていないなかつた、こういうことを答弁した。

こういうようなことを——報道機関の方もみんなおられるんですけど、傍聴の方もおられるんです。国民党は、日本だけじゃなしに韓国とかみんな含めて海洋投棄に対しては大変戦々恐々としておる。そういうときにそういう答弁をなさるということは大変私どもとりましては不心得だ、このように思つてます。今後注意してもらいたい。このことだけ申し上げて、質問を終わります。

○西野康雄君 環境基本法、今西田先生のいろいろな御質問を聞いておりまして、特に畜産公害のことなんか、何か戦前の東京帝大の美濃部達吉さんがニューサンスの法理論というのを紹介して、ロンドン郊外にパン屋があつて、そこでパンを焼いていたんですが、どんどんと住宅が広がつてくる。その中でパンは売れるのはよいかれども、朝の二時ぐらいからまきは割るし煙は出てくるわというので地域住民から出でていとと言われる、結構パン屋さんはおまえのところの方が後から来たやないかと言うたんやけれども、裁判の方ではパン屋が出ていけというふうになつたと。さりとて住民もパンを食べなきやならぬわけで、どこかその辺の折り合いというものが今日求められているのではないか。

そうすると、この環境基本法も、パン屋さんと住民の関係で、あつちでつつかれ、環境庁は出したんだけれども、通産でつつかれ農水でつつかれ建設省でつつかれ、よれよれになりながらようやく参議院にたどり着いたなど。腹を減らした人間をウナギ屋さんの前に連れていつてにおいだけか

げと言つているようなもので、文句言つたら、食わないよりもしやろと言うているような感じがこの基本法の中からしてくるわけです。

およそ十二ほど基本法といふのは今あるわけです。しかし、その実効性といふならば、本当に基本法といふのはまるで実効性がないわけです。

公対法やとか自然環境保全法を中心に入れて今日の環境問題を衣で包んでんぶらで揚げてあるなどいう感じがせぬことはないわけです。

ロシアの放射性廃棄物の問題だけやないんですけれども、この十三条を見ますといふと、「放射性物質による大気の汚染等の防止」というところで「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによること」。こういうふうにしてあります。しかし、原発から出される放射性物質の処理だと温排水の問題あるいはCO₂の排出抑制の観点からのコストベネフィットを踏まえた環境政策上、どうこれを位置づけるのかとか、あるいは原発といふようなものは大体都会から離れた、自然環境上いろいろなところで保全すべきそういうふうな面の多いところに立地させるわけです。立地の際の自然への影響とか環境問題を考えたら、この条項、環境問題と放射性物質だと原発だと原子力、全く別体系として考えているというのはどうも私は腑に落ちぬわけです。なぜ別の法に「放射性物質による大気の汚染等の防止」を譲つたのか、その辺ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○政府委員(森仁美君) ただいま十三条をお話しでございます。十三条では、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」ということで他の法体系に譲つてゐるわけでございます。これは、既に原子力基本法を初めとする諸法令が整備されておりまして、環境の保全に支障が生じないよう厳重にこれらの法令によつて規制が行われてゐることから、この汚染の防止のための措置につい

ては公害対策基本法の規定を引き継ぎまして、既に整備されている原子力基本法その他の関係法律によることを規定したものでございます。なお、放射性物質によります大気汚染等の問題も、これ生ずれば当然のことながら環境問題に含まれるものになるわけでございまして、環境基本法の対象にはなつてまいります。

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置以外の規定につきまして、例えば環境基本法の規定でござりますと、かくして、この基本理念でございますとか責務などの規定といふのは当然放射性物質による環境汚染問題にも適用される、こういう構成でございます。

○西野康雄君 原子力基本法その他といふのも抜け穴の多いものだと思いますし、しかし放射性物質による大気の汚染防止等のそういうふうなところは、今よつと念押しをさせていただきました。

続いて第十五条でございます。環境基本計画を定めるということは結構なことだと思います。だから、環境基本計画と民間とが、地方公共団体、国だとかいろいろな開発行為を行います。その辺の関係がちょっと不明確ですね。だから、環境基本計画はこっち側につくつたけれども、それは勝手にやつておくんなはれ、うちはうちでやりますねんと。そんなもの、国が勝手に環境基本計画をつくつて、私のところとは全然関係ないんですけど、というふうな形で開発事業が実施されるおそれがあると、この柔文を見ていると

そういうふうに思うわけです。
基本計画の優位性といふものはどこにあるのか、そしてまたその基本計画といふのはどこまでそういうふうな開発行為に対して歯止めがきいているのか、その辺ちよつと押さえさせてもらいますか。

○国務大臣(広中和歌子君) 環境基本計画は、環境保全に関する基本的な計画として政府部内の調整を経て閣議で決定されるものでございます。しだがいまして、国の施策や計画は、環境の保全に關しては環境基本計画の基本的な方向に沿つたものになることが担保されていると考えております。

す。

御指摘のような個別の開発事業についても、関係する事業計画等が環境の保全に関して環境基本計画に示す基本的な方向に沿って策定されることなどにより、環境の保全に関する配慮は確保されるものと考えております。また、環境基本計画では、国以外にも地方公共団体、事業者、国民に關しても環境の保全に関する責務を定めておりまして、環境基本計画においては国の施策のみならず地方公共団体、事業者等の取り組みを盛り込むことにしております。

環境基本計画が策定された後は、計画に盛り込まれた地方公共団体や民間の取り組みの具体化が図られ、環境基本計画が効果的なものになるよう各種の施策を積極的に講じてまいりたい、そのよう思っております。

○西野康雄君 ところが、ずっと三文を見ていると、「努めるものとする」とか責務があると、こういうふうなことだけてここから強制力のあるものというものは全く出てこないわけですよ。それは、国や地方公共団体にもこなさせますねんとかあるいは民間デベロッパーにもこなさせますねんという御答弁は御答弁で結構なんですが、しかしその実効性の担保といふものに関してはもう今の答弁では何一つ出てこない。じゃ、これで民間が無視したって、一体どこに法的な措置だとかそういうふうなものが出てくるのかというと、全く何も出てこない。実効性が本当にあるのかしらというふうな感じですよね。

だから、今するりとお逃げになつたけれども、基本計画の優位性といふものはどこにあるのかという、この基本的な疑問といふものは今の御答弁の中でも結局は出てこなかつたなというふうな感が私するわけでございます。ですから、今後その基本計画に沿つてずっと出てきたときに、また環境庁のより一層の実効性のあるものの担保とでも申しましようか、そういうものを私自身は求めていきたいと思いますし、今後とも努力をしていただきたい、かように思うわけございます。

二十二条でございますね。これはしかし大変な名文とでも申しましようか、まさにあちこちでつかれてきた文章だなという思いがするわけでございます。一遍読んでこれがわかるかというと、わからぬのが普通ではないかと思いますよ。まず一項で、

国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という)を行なう者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずることを努めるものとする。

と、これまでと読んでわかるかな。

まあそういう中で経済的助成とは何かといふことです。恐らく財界の方は、補助金を出してくれたならば、公害防止のためにいろんなのをするのはやぶさかではございませんよというふうなことだろうと思うんです。この一項の経済的助成とは何なんでしょうか。

○政府委員(森仁美君) 二十二条一項をお読みになりました。ここで考えております助成措置、具体的には各種の低利融資でありますとか税制上の優遇措置といふものが該当すると考えております。そのほか環境事業による建設譲渡事業といったような形もその変形に当たるうかと思います。

○西野康雄君 問題は二項なんですよね。二項は、

国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることがなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨していることとかんがみ、その施策に関し、これに係る措

置を講じた場合における環境の保全上の支障の防

止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施設を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施設に係るものをとするときは、その効果が適切に確保されるよう努めるものとする。

二十七条でございます。「個人及び法人の権利保護に配慮しつつ」というふうなことがあります。

二十七条でございます。「個人及び法人の権利保護に配慮しつつ」というふうなことがあります。このように文言は情報公開を拒否する理由であるとともにわかるわけですよ。公害・環境に関する情報の公開というのはほかの利益よりも優先的です。

二十七条でございます。この条文を読んだ限りは出てこないですね。これは何を言いたいんだろうかと思う。その中で、「公平な経済的な負担を課す」ということですね。この「公平な経済的な負担を課す」ということは税金なのか賦課金なのか罰金なのか、この条文を読んだ限りは出てこないですね。これは恐らく環境税とか炭素税とかそういうふうなものを概念に置いているんでしょうけれども、そうなりますと、やはりこれは第二の消費税かなというふうな感じもせぬことはない。一体この「公平な経済的な負担」とは何なのか、お答えください。

○政府委員(森仁美君) ただいまお読みをいただきました第二十二条第二項でございます。この条文は、環境への負荷を低減するために経済的な負担を求める施策についてさまざまな調査研究を行い、税、課徴金、デボジットといったような経済的な負担を求める具体的な措置を導入する必要がある場合には、その措置についての活用について

利益の保護に配慮しつつ」というふうなことがあります。この利益保護配慮規定といふものがございます。この利益保護配慮規定といふものは、情報公開を被害者が求めても、いやその法人の権利があります、利益がありますから、法人のそこの利益がありま

すからだめですよというふうな断るような条文で

しかるべきですが、その利益保護配慮規定とい

うのは何を意味するんですか。

○政府委員(森仁美君) この二十七条で書いております「個人及び法人の権利保護に配慮しつつ」というのは、情報提供をしていくに当たつて留意しなければならない事項として個人のプライバシーや法人の営業秘密の保護等に配慮する

と、こういうことでございます。

事業者に関する情報につきましては、政府部内でも平成三年に行政情報公開基準といふのを申合せいたしておりますが、この場合これによりますと、「法人その他の団体に関する情報であつて、公開することにより法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とすることができる、「ただし、事業

デポジット等の経済的な負担を考える、こういう

趣旨でございます。

○西野康雄君 要するに、国民に新たに負担を求めるというその呼び水である条項には変わりはないわけですよ。だからこそ、この部分においてもあだやおろそかに、はい、やりますよというふうなことはやつてもらいたくはない。十二分に国民の合意を得ていただけるように努力もしていただきたいわけです。

二十七条でございます。「個人及び法人の権利保護に配慮しつつ」というふうなことがあります。このように文言は情報公開を拒否する理由であるとともにわかるわけですよ。公害・環境に関する情報の公開というのはほかの利益よりも優先的です。

二十七条でございます。この条文を読んだ限りは出てこないですね。これは何を言いたいんだろうかと思う。その中で、「公平な経済的な負担を課す」ということですね。この「公平な経済的な負担を課す」ということは税金なのか賦課金なのか罰金なのか、この条文を読んだ限りは出てこないですね。これは恐らく環境税とか炭素税とかそういうふうなものを概念に置いているんでしょうけれども、そうなりますと、やはりこれは第二の消費税かなというふうな感じもせぬことはない。一体この「公平な経済的な負担」とは何なのか、お答えください。

○政府委員(森仁美君) ただいまお読みをいただきました第二十二条第二項でございます。この条文は、環境への負荷を低減するために経済的な負担を求める施策についてさまざまな調査研究を行い、税、課徴金、デボジットといったような経済的な負担を求める具体的な措置を導入する必要がある場合には、その措置についての活用について

利益の保護に配慮しつつ」というふうなことがあります。この利益保護配慮規定といふものがございます。この利益保護配慮規定といふものは、情報公開を被害者が求めても、いやその法人の権利があります、利益がありますから、法人のそこの利益がありま

すからだめですよというふうな断るような条文でしかるべきですが、その利益保護配慮規定といふのは何を意味するんですか。

○政府委員(森仁美君) この二十七条で書いております「個人及び法人の権利保護に配慮しつつ」というのは、情報提供をしていくに当たつて留意しなければならない事項として個人のプライバシーや法人の営業秘密の保護等に配慮する

と、こういうことでございます。

事業者に関する情報につきましては、政府部内でも平成三年に行政情報公開基準といふのを申合せいたしておりますが、この場合これによりますと、「法人その他の団体に関する情報であつて、公開することにより法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とすることができる、「ただし、事業

く」と、こういう場合には情報を公開すると、こういう趣旨でございます。

それで、この二十七条が成立した暁にはこの行
政情報公開基準、こういう考え方を踏まえながら
適切に情報提供を行つてまいりたいことでござ
います。

○西野康雄君 そこを押さええておかないと、この
法律だけ読んだ方はどう思うかといふと、やつぱ
りこれは情報公開をしてくれないんだ、ここにア
ライバシーがあるからだとか、ここに企業の秘密
があるからだといふ形でこの条項で門前払いを食
わされるという、そういうふうな危惧を非常に持
つておるわけですよ。

ですから、そういうふうなことは、本当はこう
いうふうな「配慮しつつ」ということ自身を私自身
は疑問に思うわけですねけれども、長官、もう一度
その辺のところをお答え願えますか。国は「情報
を適切に提供するように努めるものとする」とあ
りますけれども、「努める」とある以上は情報公開
してもしなくとも国はよいともれるわけですよ
ね、努めるものとするんですから。その情報公開
制度、実効性は疑わしいなと思うんですが、長官
どうでございますか。

○政府委員(森仁義君) ちょっと技術的な部分に
わたりますので私からお答えをさせていただきま
すが、この二十七条では提供の必要な情報を保有
していらない場合などには情報を提供しようと思
つても物理的な制約があるわけでございまし
て、整理された検討課題を踏まえつつ、引き続き所
供の義務づけを含む情報公開一般につきましては
昨年十二月の行政改革大綱において、「これまで
の調査研究等を進める」とされている段階であ
ざいます。

ただ、今日の環境問題を解決してまいりますに
は、環境の保全に関する情報を広く的確に提供し
ていくことが必要であることは言うまでもござい
ません。環境基本法が成立した暁には、先ほど申
し上げましたような二十七条の規定の趣旨に従い

まして、積極的な情報提供、こういうものを行つ
てまいりたいと考えております。

○西野康雄君 二十条の環境影響評価の推進につ
いてお伺いをいたしますが、事業を行う事業者
が、「環境への影響について自ら適正に調査、予測
又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に
係る環境の保全について」とあります。

事業者みずから行うというのは、例えば奄美大
島にアマミノクロウサギというのがもう絶滅寸前
でいるわけですよ。ところがそこへゴルフ場がで
きる。ゴルフ場業者は勝手にそこへ開いをしてしま
ってアマミノクロウサギを絶滅に追い込んでお
ると。業者は勝手に調査せいといふふうなことを
やつておるというふうなことも聞く。私は、「自ら
適正に調査、予測」というふうなことは、これは信
頼できないわけですよ。国や地方自治体がきち
り環境アセスメントを行う、そういうふうな姿を
この基本法で見せてくる必要があるんじやないか
なと思うんですが、どうでしようか。

○政府委員(森仁義君) この環境影響評価を事業
者が実施することにいたしておりますのは、規模
が大きくて環境に著しい影響を及ぼすおそれのある
事業を行おうとする者が、事業の実施に伴いま
す環境への影響について、みずから責任と負担
で配慮するということが当然ではなかろうかとい
うのが一点でございます。それから、調査、予測、
評価を一体的に事業者に行わせた方が、その結果
を踏まえまして事業者みずからが事業計画や公害
防止措置等の手直しもできるという点がございま
す。

○政府委員(森仁義君) その個別事業の環境影響評価は、実は対象事業
ごとに既に得られております科学的知見に基づい
て主務大臣が環境庁長官に協議して定めた技術指
針に従いまして実施する、こういうことになつて
おります。さらにこの調査等に基づき作成された
準備書は、住民の意見や関係地方団体の意見、そ
れから許認可を行う行政府の審査等の手続を踏む
ことによりまして、慎重に審査をされているところ
でございます。環境庁でもみずからのスタッフ

によりまして、厳正、慎重にいろいろなことをや
つておりますので、その信頼性の確保というところ
に最大の意を用いているところでございます。

○西野康雄君 自然保護団体だとか一般市民はそ
んなんでは納得しませんわ、はつきり申し上げま
して。事業者がみずから行うといふようなこと、
これ自身が、何ば答弁したつて無理ですよ。しか
しまあ、もう時間がございません。

最後になりました。環境影響評価について、環
境庁は三年かけて調査研究を行ふと聞いておるわ
けです。この調査研究の調査期間、環境アセスメ
ントだけでももう十年来やられていることじゃな
いですか。それをまた三年かけますとか、そんな
おかしな話はないわけですよ。調査期間を短縮す
べきと思うんですけども、これは長官にお伺い
をいたします。

○国務大臣(広中和歌子君) この調査研究は内外
の環境影響評価に関する詳細かつ深度のある調査
を行ふものであります。特に海外の調査研究につ
いては相当の期間を要する、そういうことから
時間をかけなければならないということでござい
ますが、できるだけ早期に成果が得られるよう、
早速本年度から関係省庁で必要な予備的な調査を
開始することにいたしました。既に関連情報の収
集に着手したところでございます。

環境庁としては、関係省庁とも十分相談、協力
しながら精力的に調査研究を進め、調査期間を短
縮すべきであるとのただいまの御指摘の点を踏ま
えながら、できるだけ短縮して早期に成果が得ら
れるよう努力させていただきます。

○西野康雄君 短縮してといふ言葉がございました
のでございましたので、私自身も少し安心をいたしたと
ころでございます。

三十一条二項についても質問をしたいんです
が、時間が参りました。ありがとうございました。

○堂本暁子君 私は環境特別委員会で、前々国会
でも今国会でも何度も何度も基本法について
の質問を繰り返してまいりました。きょうは大詫
びでございます。

○国務大臣(広中和歌子君) はい……。

各省庁おいでいただきましたが、環境庁に限つ
ては質問を長官だけに絞つて、そして政府委員の
御答弁はこちから指定した場合だけに限られて
います。

というのは、私はゆうべつくづく思いましたの
は、どんなにいい法律ができる結局は行政が執
行しなければほごと同じことを、もう成
立する前に思つたわけでございます。あとはどれ
だけ行政の長であられる長官が陣頭指揮をとり、
やる覚悟があるか、本当にやるのかどうかという
決心を聞く以外にきょうはない、そういう気
持ちでここに立つております。

まず伺いたいのは、公害対策基本法そして自然
環境保全法が環境基本法になるわけですが、
も、その精神というものは地球環境そして自然保護
ということが強化されたというふうに思つていま
すが、その点で、書いたものはないと思いますが、
長官はその二点、地球環境と自然保護について成
立した場合には本気で取り組む覚悟はおありにな
るかどうか、まずそのことを伺いたい。

○国務大臣(広中和歌子君) 取り組むつもりは十
分にござります。

○堂本暁子君 はい、ありがとうございます。
その十分という言葉は地球ほど重いといふう
に私は受けとめさせていただきましたので、今後環境行
政については、その十分にございますというのを
常日ごろずっと使っていただきたいと思いますので、
よろしくお心得いただきたい。

そしてまず七条から伺いますが、地方自治体の
主体性、「自然的・社会的」という言葉で書いてある
んですが、十分に尊重するというか、責務を負
せておるわけですが、この点についても環境基本
法よりも地方自治体の主体性というのを重視なさ
るかどうか明確にお答えいただきたい。

これは長官にお願いいたします。基本法の七条
をお読みになれば書いてございますから、それを
しっかりと実行するということだけ確認している
わけで、それ以外に何もございません。

いて今後どう対応なさるのか。それから、この前の委員会から今までにどういうことをなさったか

○説明員(近藤勝英君) 先生が言われました福島県における農業ダムとして建設を予定しています新宮川ダムの周辺にイヌワシの生息が確認されただることについては、現地において直接ダム建設を担当しております東北農政局の会津農業水利事務所においても十分承知いたしております。

本格工事に向けまして現在水没道路のつけかき道路等の準備工事をしているところでございま
す。本格的工事の実施に当たりましては、貴重な動植物の保護を図る観点から福島県の担当部局と工事期間、工事方法等につきまして十分な打ち合わせを行い、イヌワシの生息に極力影響のない工事を施工してまいりたいと考えております。農政局とも打ち合せをしているところでございます。

○ 堂本暁子君　発破をずっととかけ続けているということについては今後どう対応なさいますか。現地とは連絡をとりましたか。

○ 説明員(近藤勝英君)　現在準備作業中といううことで、六月ごろから始めているわけですけれども、現在のところ二、三日に一回ぐらい発破をかけております。現地からは三キロぐらい離れておりますけれども、できるだけ工法等については慎重に対応するよう指示しております。

○ 堂本暁子君　ありがとうございました。

御熱心なとか、個別な問題とかで伺つていただけではございません。きょうはあくまでも基本の審議なので、先ほどから申し上げているよ

○国務大臣(広中和歌子君) 一般的に事業を実施する場合でございますけれども、環境保全上の問題が生ずるおそれのある場合には事業者において必要な措置を講すべきものだと、そのように考えておりまして、環境基本法第八条にはこのような事業者の一般的な責務が規定されており、さらには事業者が国である場合には、第十九条により、施策の策定、実施に当たり環境保全についての配慮をしなければならないとされております。

環境庁としては、環境保全行政を預かる立場から、必要に応じて自治体を指導するなど必要な対応を講じていきたい、そのように思つているところでございます。

○堂本暁子君 今伺つたのは、法律に書いてあることを読んでいたしたことではなくて、今閲覧で決まつて漏れているアセスメントのやり方、そのことについて漏れている部分があるわけですね、今お答えいただいた新宮川ダムのように。一方で自然保護の絶滅種なり危急種なりというのは、これは環

に、具体例を出さないとアセスメントといつてもどういうことかわからないからこういう事例をお出ししている。前回も申し上げた事例ですが、今まさに発破をかけているところにしましてもアセスメントが今の閣議決定の領域ではできない、やらなくていいということになっている以上、そういうふた自然保護の方の、今最初に十分に覚悟はあるとおっしゃった。

とすれば、基本法が制定された後は積極的に環境庁は各省庁に対しても勧告をするなりアセスメントをするように求めていくということを具体的にしない限り、今西野さんは少しでも早くにいろいろをおしあいましたけれども、外国のことを調べるよりも本当は私は一刻も早く制定されるべきだと思う。しかし、されないのであれば現行法の中でどれだけ実際になさるのか、そういうふたことで伺っているわけございまして、アセスメントについて今後必要な場合には勧告を次々と出していただけるかどうか、もう一度お答えくださ

境庁の範囲のものです。そういうものが両方出てきた場合に、それに對して行動をとつていただきたくというお願いです。結構です、次に参りま

次は三十五条の国際協力についてですが、これは企画調整局長に伺いますが、三十五条で「必要な措置」というふうに言つてゐる部分ですが、積極的に環境庁サイドとしてガイドラインなりを設定し、そして予算もつけて考えるべきだと考えます。

○政府委員(森川美君)　國の内外を問わず、事業活動に際して環境保全に努めていくということは大変重要なことでございます。環境庁といたしましては、民間の自主的な環境保全活動を把握するため、ただいまお話をございましたような調査を実施しておりますが、この調査につきましてはまだまだ深度を深めて十分なものにしないといけないと思っております。これにまず力を注ぐことが第一点。

○堂本曉子君 公害輸出という言葉もございますし、例えばきのう通産省の企業行動というのももさせていただきました。その環境の部分について我が国における経験を活かした一層の努力を行なうことが期待される。」といふようなことが書書いてござりますし、それから経団連なんかにもござります。

しかし、細かいガイドラインというものは経団連の側にも、それから通産省でおつくりになつたものの中にもないわけです。そういうつたものをもう少しきめ細かくこの基本法に沿つておつくりいただくことが必要ではないかと思ひますが、局長、もう一度お願ひいたします。

○政府委員(森内美君) 私ども今考えておりますのは、まず環境庁としてはその状態をよく把握しなきやいかなと。実はこれを始めたばかりでござ

したがいまして、先ほど申し上げたように、深度のある調査をまずやりたい、そしてその調査結果を参考としながらどんな措置を講ずることがいいのか、効果的なのかということをよく検討していくことになります。

○堂本暁子君 環境庁の調査では二五%の回収率。そして通産省の調査では回答のうちの九六%が特に環境については問題がないというふうに答えていらっしゃる。これは企業の側としては、恐らくその通産省のガイドラインにあるように、日本でやっている公害防止の企業努力はやっているんではないかといふうに私は解釈いたしました。それじやなぜ公害輸出と言われるのか。これは地球環境、そして最初に申し上げているような

そのうへた意味で調査をやつてくださるのにな
結構ですけれども、通産省の方にもこれだけ立派な調査があるのであれば、独自になさることよりは一緒にそこで、もう今省際的な時代でございま
すから一緒にやつていただいてはどうか。そして、むしろ通産省でできないことを環境庁としてやるべきではないかと思ひますが、同時に通産省の方もよりそういつた自然保護というような観点も入れていただきたいと思うので、ぜひ、基本法の成立に当たつて通産省としてはどういう御見解か、伺わせてください。

○説明員(永谷安賀君) 先生既によく御案内のとおり、私どもの方で我が国企業の海外事業活動の状況は把握をしつつある、そういう情報を今ストックしている状況にあるということだらうと思ふ

ます。

基本的にこの問題に関する我々の考え方を申し上げますと、海外への進出企業が投資先での現地法人という形で事業を行う以上は、その投資先国が定めている環境保全のための規制を遵守するというのは当然のことだろうと思つております。それに加えまして、公害対策の先進国でございます日本のすぐれた技術等を生かして現地の環境保全に積極的に貢献していくという必要があるといふように認識しております。

そういう基本的な認識のもとに、先ほど御指摘ございましたけれども、平成元年以降、海外事業展開に当たつて期待される企業行動十項目というものを策定しております。これも御案内のところ、ことしの六月に、それ以降さらに環境に対する問題の高まりという状況を受けまして、それの見直しを行つてある。見直しの中身につきましては、従来以上に環境問題に対する重要性というのが高まっているということを強調しております。

それと同時に、企業での責任体制を明確化されるということで環境対策の担当セクションを設置しなさいとか、あるいは企業の環境問題に対する取り組みについて情報提供を現地できちつとやつてくれとか広報をちゃんとやってくださいという話、さらには現地での人材の育成と必要な技術移転というのが必要であるというようなことを、この新しい十項目の中で提示させていただいているところです。

この見直しを行いまして以降、既に私ども百八の産業団体なり経済団体といふものを通じてその周知徹底を図つて行なっているところです。今後とも機会あるたびにこの新しい十項目の遵守を呼びかけていくつもりでおります。

○堂本曉子君 まだまだお願ひしたいことがあります、きょうは時間がないので次に移ります。

○堂本曉子君 まだまだお願ひしたいことがあります、きょうは時間がないので次に移ります。

一をつけていくかということだと思います。

三月の予算委員会で山形県葉山の林道の問題、そしてアマミノクロウサギの問題、しかしどちらも対応していらっしゃらないということをきのう発見しました。時間がないので両方一緒に伺いますが、林野庁には葉山の気象的それから地形的、地質的な危険さが指摘されているので、今後これを調査し、そしてそれを再検討していただきたいということで、そのお答えがいただきたい。

それから環境庁には、アマミノクロウサギですけれども、きのう環境庁からこれだけの紙をいたいたんですが、長官ぜひ後で見ていただきたいのですが、そこに書いてあるのは岩崎産業というゴルフ業者に今調査をさせていると。まず長官に伺いたいんですけれども、これは林野庁の後で伺いたいんですが、つくづくゴルフ業者が調査をするのですが、そこには岩崎産業といふことであつた場合に、言つてみれば人間であれば私は殺されそうですが、絶滅種になつてきたんとおっしゃるところです。

調査しなさいと言つておられるのと同じ構図だと思うんです。でも、自然保護局長の御説明によると、それが総理大臣の行政的対応のやり方はそれだけお答えなんですね。こんなばかなことは私はない、基本法を制定するからにはそんなことはやつていただきたくない。

ましてやここに、これもミズ・ヒロナカという、ここにIUCNからの手紙がございます。お手元に届いてないということはないと思いますが、そこにも早急に絶滅法の中でこれは絶滅種としてリストアップしてくれと。これはもう前回質問いたしました。それに対してどういう対応をなすったのか、それも知りません。

それから、クロウサギの状況について調査をす るようについても、そのことに對してどう対応されているのか、これもわからぬ。環境庁は果たして調査を行つてあるのかどうか。観察にすら行つてないということです。エディンバラ公がロンドンから来るよりは長官が奄美までいらつしゃることの方が易しいので、十二月に結論を

出すと、少なくとも総理大臣が言い、そして長官も検討するとおっしゃりながら、環境庁から人も送られていない。これはとても無責任だと思う

ので、私は長官が御自分でいらっしゃれないなら署議官なり自然保護局長なりを十二月までの間に長官の権限において派遣していただきたい。そして、きちんと御報告いただきたい。そのお願いをいたします。

それから、委員長にお願いしたいのですが、三月から今まで時間がないと、それから総理大臣が決めてそれに対してもう一つの対応しかなさらないのであれば、もうこのIUCNに対してのお返事は出していらっしゃると思うので、それを環境特別委員会に御提出いただきたいと思います。私が専門家ではございませんので恐らくそこに行きましても何のお役にも立てないのではないか、そのように思つております。

既に御承知のとおり、大規模林道事業につきましては、事業区域の指定、さらには基本計画の策定に当たりまして極力その路線が自然公園などの環境保全上重要な区域に含まれないよう配慮しているところでございます。また、森林開発公団に対しましては、林道の設計、施工におきまして、動植物や地形、地質などの現況を把握いたしまして、自然環境への影響を最小限に抑えるよう指導しているところです。

御指摘の山形県の葉山にかかわります大規模林道につきましては、これまで長い経緯があるわけですが、自然保護関係の皆様方の意見なども踏まえて、湿原の保全などに配慮するとともに、御指摘ございました深層風化の進んでいる

そういうもう少し箇所の地形を迂回するとか基盤の安定した緩やかな傾斜地を通るなど、林地保全にも配慮した路線の選定を行つてきているところでございます。

○委員長(竹村泰子君) 休憩前に引き続き、環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を議題とし、質疑を行います。

本日、狩野安君が委員を辞任され、その補欠として南野知恵子君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 休憩前に引き続き、環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○横尾和伸君 公明党の横尾和伸でございます。

環境基本法案はさきの第百二十六回国会に提案され、衆参両院における十分な審議を経てさ

まざまな御意見を調整の上、修正されて全会一致で可決されてきたものの、衆議院の解散により廃案となつたものでありますが、同法案の重複性にかんがみ、さきの第百二十六回国会にお

いりますけれども、方向性なり中間報告なりで結構でございます。現在の状況を踏まえ、ございま

○政府委員(野中和雄君) 現在、環境庁といたしましてはこの水道の問題につきまして、水道利用方に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方についてことで中央公害対策審議会に御審議をおこなっているところでございまして、この中で上流域の開発行為に伴います影響の軽減対策につきましても検討課題となつていてございまして、このことはさういふ現状をよくお知りせらうだときらいだと思います。

具体的な問題といったしましては、開発に伴う工事などによりまして濁水が発生をいたしまして簡単な水道への影響が発生するという問題、さらにゴルフ場あるいは廃棄物処理場が設置されまして農薬等有害な化学物質により水質が汚濁されるのではないかというような懸念等があるわけでございます。

しかしながら、この問題につきましては、土地利用につきまして現在森林法等によります規制があるわけでございますし、廃棄物処分場につきましては廃棄物処理法等による規制がございます。また、ゴルフ場等につきましては環境庁による指導等がなされているというような状況でございます。

このよきな実態を踏まえまして、現在の法制制度等に加えましてどのような対策を進めていく必要性があるのかどうか、その内容は何かといったところにつきまして現在、中央公害対策審議会で御審議をいただいているところでございます。まだその答申をいただくに至っていないわけですがあります。答申を踏まえまして、関係省庁とも連携をしつつ対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○横尾和伸君 最後に、一つ放射能に関する情報提供のあり方といいますか、この点についてお伺いしたいと思います。

う印象もござります。また、核実験の再開を検討する国的情報などもちらちらと飛び交つておりますし、あかつき丸によるブルトニウムの輸送問題、あるいは最近のホットな問題としてロシアによる核廃棄物の日本海への投棄、こういった中で大変国民の皆さんには不安を持つておられるということが顕在化しました。もちろん、もともと大きな不安を持っているわけですから、そういう中で今回環境基本法が審議されている。

この地球環境保全の観点からしたときに、やはり放射能に関する情報というのはかなり基本の中の基本だと思います。汚染防止のための措置については原子力基本法によるということになつておつて、そのことをどうこう言うわけではないんですけどれども、放射能に関する情報を考えたときに、いわゆる環境一般の情報と少し質が違うんではないかということに気がついたわけです。どのぐらいの量だつたら危ないのか、どのぐらいの量をいつも日本国内では通常浴びているのか、あるいは雨の中ではどうやってチェックされているのか、雨の中に含まれているそういうたったチェックはどのようにされているのかというようなこと、基本的なそういういわゆる放射能に関する環境情報、これをもつと充実させなければいけないんですけどはないかという観点でちょっと勉強させていただいたところ、やはりしっかりとやつてあるといふ面もあるようでございます。

ただ、その十分、不十分は今回また別な機会に譲りますけれども、ただ、やはり環境問題、特に地球環境問題の大きな柱の一つで、しかも国民の皆さんがあくまで大きな不安を抱いておられるということも確かであります。こういった状況を踏まえて、放射能に関する情報提供、白書をちょっと調べてみましたら、こういう調査はやつておられる、あるいは調査はやつておられるという、調査をやつておられるということは確かに出ておりましたけれども、その調査の結果については出ておりません。評価も出しておりません。調査をやつておられるということだけしか出でないので、これから特にこういう時代

に、またその上に環境問題としての位置づけを改めてしていかなければいけないと思うわけです。そういう観点からも、所管は環境庁ではないにしても、情報の提供に関するあり方というのも少し強化していくたてで、国民の皆さんに基本的な情報が行き渡るように、不安があつても国民の皆さんのがそれなりに専門家でなくともある程度の判断ができるようになつた方が環境時代にさわしいのではないか、またそれを国民の皆さんは求めているんだと思います。

そういう観点で、これは希望も兼ねてお尋ねするんですけれども、より一步でも強化していくたてたい、こういうことでこの点に関してのお答えをいただきたいと思います。

委員御指摘の点を踏まえまして努力してまいりたいというふうに思ひますので、御了解いただきたいと思ひます。

○横尾和伸君 終わります。

○勝木健司君 環境基本法は、環境問題が将来にわたつて重要なことを指摘しておりますし、また、地球的な視野に立つて環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目指しておりますし、豊かな環境と経済の両立できる社会の構築を強調しておる点で、私は大変意義深いものと考へております。

地球環境問題については、国際社会における日本的地位にふさわしい役割を果たすということも指摘しておりますし、事業者の責務、国民の責務

委員御指摘のように、地球を生活環境としている私たちの周りには、放射線とかあとと自然放射性物質からの放射線のほかにも、例えば御指摘のような核爆発の実験とか、原子力の平和利用に伴う原子力施設の稼働といったようなことから、種々さまざまな放射線がありますということです。

そのことにつきましては、当庁いたしまして、も、特に環境放射能調査といつたようなことで、昭和三十年代にさかのぼるわけでございますが、関係省庁それから各都道府県の御理解を得まして環境放射能の水準の調査を実施しておるところでございます。

具体的には、現在四十七都道府県におきまして、これもいろいろ放射線とか放射能に関する単位なんか言葉遣いが難しくて、我々もわかりやすくみんなにわかる言葉でお話しすることが必要だなと思いますけれども、空間にある放射線の線量率などとか、そういうことで熱心にやってござりますが、特に委員御指摘の広報に関しましては、今の御指摘の点を踏まえまして、特に一般の方々にわかりやすいパンフレットとか白書等も用意してござりますけれども、特にそういう中で、周辺にある環境放射能の問題につきましては、なお一層

についても言及をされておる。そして、政府が環境基本計画をつくることを具体的に定めておるわけあります。

この具体的な施策であります環境基本計画の策定について、策定そのものが今後の環境政策を具体的に方向づけていくんじやないかといった意味では、非常に重要なものであると考えておるわけあります。ですが、この環境基本計画を実効あらしめるものとするために、環境保全のそれぞれの分野ごとに明確な目標を設定をして、それぞれの分野の施策をリードしていくことが重要であろうといふふうに考えるわけでありますが、広中長官の御見解をまずお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(広中和歌子君) 環境基本計画には、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、望ましい環境のあり方及び環境保全に関する講すべき施策の全体像を盛り込むこととしてまいりたいと思っております。

環境基本計画の具体的内容につきましては、中央環境審議会の御審議をいただいて計画案を作成おこなう上で、御指摘の点も踏まえまして環境政策の総合的、計画的な推進のために十分な効果を發揮できるよう検討してまいりたいと思っております。

○勝木健司君 賛成についてお伺いをいたしたいと思います。この問題につきましては、これまでも具体的な取り組みについて私もお尋ねをしてきたところでありますけれども、気候変動枠組み条約あるいは生物多様性条約を締結するなど、我が国も地球環境保全への取り組みも徐々に具体化してきており、と思いますけれども、この環境基本法の成立を受けて、今後この環境分野における国際的な枠組みづくりにどのように取り組んでいかれるのか、予定も含めてお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(広中和歌子君) 地球環境保全につきましては、我が国の能力を生かし、国際的協調のもとに積極的に推進しなければならないわけですが、さいますが、当面我が国といたしましては、地球温暖化委員会を中心進められている国際的な取り組みに積極的に貢献するとともに、気候変動枠組み条約を締結するなど、我が国も地球環境保全への取り組みも徐々に具体化してきており、と思いますけれども、この環境基本法の成立を受けて、今後この環境分野における国際的な枠組みづくりにどのように取り組んでいかれるのか、予定も含めてお考えをお聞きしたいと思います。

施に当たりましては、途上国との政策対話を通じて優良な案件の発掘、形成、実施を積極的に進め、地球の緑、水、空気の保全及び途上国の対処能力の向上に重点を置いて、各国の実情に応じた協力をきめ細かく実施していくことが重要と考えております。

環境庁におきましては、従来より発展途上国の環境問題に関する調査研究を実施する等、所管のODA予算の拡充に努めるとともに、環境問題に対する途上国自身の対処能力の向上を図ることが重要との見地から、外務省などと協力いたしまして専門家の派遣、研修員の受け入れや、それからタイ、中国、インドネシア等の環境研修センターの設立への支援を行つてているところでござります。

今後とも途上国との政策対話を強化しつつ、関係省庁等の緊密な協力のもとに環境ODAの着実な推進が図られるよう努めてまいりたいと思ってます。

○政府委員(森仁美君) 地方公共団体におきましては、条例及び要綱等に基づきまして環境影響評価を実施しておられるところが多いわけでござります。

公共団体の数で見ますと、都道府県と政令指定都市で合わせると、ことしの四月一日現在で四十二団体がそういう仕組みを持つて実施をいたしております。このうち、条例を制定しておられるというのは北海道、東京都、神奈川県、川崎市等の四団体でございます。また、要綱等を定めておられるのは三十四団体四政令指定都市の三十八団体、こういうことになるわけでございます。

環境庁といたしましては、地方公共団体の環境影響評価制度は、その対象事業の範囲や規模においてもして地域の実情に応じた特長を持っているということから、国の制度と相まって環境汚染の未然防止の観点から重要な役割を果たしていると看えております。

○國務大臣（広中和歌子君）　ただいま御指摘になりましたように、地方の実情に即し、そしていかに地方公共団体においてアセスが条例などによつて行われているのか、そういう実情を検討しつつ、また我が国だけではなくて内外の制度の実施状況などに關しましても、関係省庁と一体となつて調査研究を行います。そして、その結果を踏まえ、経済社会情勢の変化等を勘案しつつ、法制化を含め所要の見直しについて検討させていただいく、そのように考えております。

○勝木健司君　くれぐれも慎重に取り扱つていたいだきたいというふうに思います。

そこで、次にこれまでお伺いしたいと思いますが、この環境基本法成立後の環境政策の推進に当たりましては、環境に関する情報あるいは環境保護全に関する情報というのが社会のすべてに行き渡

のためには、社会のすべての主体が自主的、積極的に取り組んでいくことが必要でありますので、この環境基本計画の策定も、各界各層の意見が反映されることが当然必要になつてくると思いますが、この中央環境審議会の意見を十分尊重するごととされておるわけであります。私はこのボランティア等幅広く国民の意見も取り入れられるような措置、仕組みというものが必要になつてくるんじやないかというふうに考えますが、長官のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(広中和歌子君) 中央環境審議会そのものが各界各層の方から成り立つておるわけですが、いまして、そういう意味では今御質問の御趣旨に沿うものになつておると思いますけれども、さらに幅広くいろいろな方の御意見を伺えますようなヒアリングを実施したり、文書で意見を反映させるといった方法で国民の意見をお伺いし、立派なものにしていきたい、そのように思つております。

○勝木健司君 地球環境保全の具体的な取り組みになりますと、枠組みづくりへの積極的な参画ももちろん大事でありますけれども、環境ODA分野での取り組みも大切ではないかというふうに思います。

これもたびたびお尋ねをいたしておりますが、中期的な目標として五年間で一兆円の環境ODAを実施していくと聞いておるわけでありますが、具体的にどのような分野に力を入れていかれるのか、そしてこのODAの推進の中では環境庁としてどのような役割を果たしていかれるおつもりなのかな、長官にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘のように我が国では、昨年の地球サミットにおける宮澤総理の演説草稿で、昨年度から五年間に九千億から一兆円を目指す環境分野のODAの大幅な拡充強化にあつらへん旨(若狭)ござります。要筋の具体的な

ついでもお伺いをいたしておきたいと思ひます。政府は、この法制化も含めて現行制度の見直しについて検討をされるとの方針を明らかにしておられるわけであります。この環境アセスメントは、地域の環境を保全していく上で極めて私も重要な施策であると、これを推進していくべきことは広く認識されているところでありますが、その具体的な策については今後十分な議論が必要じやなかろうかというふうに思います。

地域の環境保全は、やはり個々の地域がその地域特性を踏まえて、その責任において行うべきものじやないかということで、環境アセスメントについても私は同様ではないかと思います。現在の我が国における環境アセスメントは、国の閣議決定要綱や個別の法律、あるいは地方自治体の条例や要綱等によって実施されておるところでありまして、この地方自治体の環境アセスメントについての取り組みをどのように環境庁として評価され

重要だらうというふうに思ひますし、今回答でも
重要であるというふうにお伺いしたわけでありま
すが、地域によつて環境の状況はもとより経済社
会の条件等々も異なるわけでありますのに、それ
にもかかわらず全国画一的な環境アセスメントを
実施するということになりますと、やはり地域に
よつては今の条例とか要綱よりも緩やかなアセス
メントが行われるようになりはしないかとか、あ
るいは新たな開発が非常に困難になるところも出
てくるんじやないかと、いうふうに予想されるわけ
であります。

そういう意味で、今後のこの現行制度の見直
しに当たりましては、地方分権というのを推進す
る立場からもこの現行の閣議決定要綱の内容を補
強化していくだこう、そしてまた、地方自治体
が作成する環境アセスメント条例の最低限度を国
の方でガイドライン的なものとする方向で検討す
べきじやないかというふうに考えるわけであります。

組み条約の発効に向けた準備、本年十二月末に発効する生物多様性条約の円滑な実施、さらに環境

○勝木健司君 次に、環境アセスメントの問題に

○勝木健司君　この環境アセスメントの実施に当たっては、地方自治体の独自性を尊重することが

つて、国民一人一人がこの地球の現在の危機とみずから日常生活とのかかわり合いを深く認識をしていく、率先して環境保全に努めることができます。しかし、何よりも重要なことは、この基本法が我が国の環境憲法となり得るうふうに思ひます。しかし、この基本法が我が国の環境憲法となり得るうふうに思ひます。しかし、この基本法が我が国の環境憲法となり得るうふうに思ひます。

そういう意味で環境保全の基本となります環境基本法の成立を受けての環境情報の提供、環境情報システムの整備等について、具体的に今度の予算とかあるいは今後の取り組みについての考え方をお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(大西孝夫君) 環境情報の提供に関しては、環境基本法に加えまして昨年の地球サミットでも、各個人が行政機関の有する環境に関する情報への適切なアクセスを有するべきである、こういうふうにされておりまして、実際の需要も高まりつつあるというふうに認識をしております。

現在のところ、この環境情報に関しては、環境内部部局あるいは関係省庁におきまして、それぞれの立場で情報の整理を進めているわけでございますが、正直申しましてこれら的情報の体系的な整備と、それから国民に対する提供の体制といふことについて必ずしも十分ではないというふうに考えておりまして、そういう現状を踏まえまして、平成6年度からは環境情報提供システムの整備に着手したいと考えております。予算要求でまずとりあえず五千七百万円の要求を今いたしております。

この事業におきましては、政府それから地方公共団体、企業、それから民間団体等のさまざまなかつてパーソン通信がありますとかファックス通信を利用した形の提供を行いたい、そういうふうに持

つていきたいと思っておりまして、そういうふうにコン通信上で民間の相互情報交流の促進を図つてまいりたいと思っております。ただ、システムが具体的に試験運用に移せるのは一応七年度を予定しておりますところでございまして、最後に長官に。

○勝木健司君 時間が参りましたので、最後に長官に。

この環境基本法の成立を受けて環境庁も、例え

ば環境予算の関連については十七省庁にまたがつておるわけでありますけれども、これの調整、企

画あるいは企画調整官庁からもう一段と強力にリ

ーダーシップを發揮していただきたいというふうに思ひますが、御決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(広中和歌子君) 環境基本法を定められました新たな環境政策の枠組みは、従来型の規制を中心とした公害対策とか自然環境保全対策にとどまらず、社会経済活動や国民の生活様式のあり方を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものにしていく多様な施策が必要でございまして、御指摘ありましたように各省庁にまたがつて環境施策が推進されなければならぬわけでございます。こうした幅広い施策を開いていくために、関係省庁間の緊密な連携のもと、政府一体となつて環境保全に関する施策を総合的に推進していくことが必要でございます。

環境庁いたしましては、政府全体の環境行政の中核として総合調整の機能と能力の強化を図り、積極的なリーダーシップを発揮していきたい、そして委員各位の御声援と御支持をお願いしたいところでございます。

○勝木健司君 終わります。

○有働正治君 議題となつています法案は、政権

が交代したにもかかわらず、さきの国会と同じ内

容のものであります。環境団体、日弁連など多く

の団体はより実効ある内容にということで修正を

強く求めています。私ども日本共産党いたしましては、こうした要望を受けとめて

つていきたいと思つております。そこで、この基本法など従来の関連法は今度の基本法に引き継がることになるわけであります。そこで長官にお尋ねします。これによりましてこれまでの公害対策、被害者救済、これが後退することはないと思います。

○国務大臣(広中和歌子君) 公害対策につきましては、環境基本法でも大きな柱でございます。その重要性はいささかも変わるものではございません。公害対策基本法の諸規定は本法案に引き継がれており、今後とも公害対策の推進や被害者救済には全力を尽くしてまいります。

○有働正治君 公害環境問題の現状認識と対応の基本認識についてお伺いいたします。

去る九月二十七日の国連総会における細川総理の演説の中でこういふなりがございます。地球

の演説の中でこういふなりがございます。地球

の演説の中で、我が国は過去に深刻な公害を克服したあづから経験と能力を生かし

て問題解決に向けた国際的努力に主導的な役割を果たしますといふ言ひ分であります。公害環境の現状をどう認識するかという点は、基本法制定、それからこれからの環境行政の大前提になつてゐると私は考へるわけであります。

○有働正治君 そういう点では、私は総理の演説

というのは国際的に日本の環境問題の現状を語ら

せる危険が大きいということで、極めて遺憾であ

ります。私は、水俣問題にしても今なお解決して

いない、そういう点で、やはり足元の日本の今日

の具体的な公害環境問題をきつちり解決して対応

していくということ是非常に大事だと思うんです。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘のとおりで、

その分野に關しまして一生懸命これからやつてい

ます。私は、そのように決意をしているところでござ

います。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘のとおりで、

も、公害を克服したという部分だけ取り上げられ

ましたけれども、公害を克服する際に得たさまざま

な技術、それを国際貢献に使っていきたい、そ

ういう趣旨でございますので、もし何でございま

したら原文をお見せいたします。

○有働正治君 いずれにしても、現状が解決して

いない多々の問題があることはお認めになつたわ

きょうは幾つかの点についてお尋ねいたしましたが、公害対策基本法など従来の関連法は今度の基本法に引き継がることになるわけであります。そこで長官にお尋ねします。これによりましてこれまでの公害対策、被害者救済、これが後退することはないと思います。

○國務大臣(広中和歌子君) 公害対策につきましては、環境基本法でも大きな柱でございます。その重要性はいささかも変わるものではございません。公害対策基本法の諸規定は本法案に引き継がれており、今後とも公害対策の推進や被害者救済には全力を尽くしてまいります。

○有働正治君 公害環境問題の現状認識と対応の基本認識についてお伺いいたします。

去る九月二十七日の国連総会における細川総理の演説の中でこういふなりがございます。地球

の演説の中で、我が国は過去に深刻な公害を克服したあづから経験と能力を生かし

て問題解決に向けた国際的努力に主導的な役割を

果たしますといふ言ひ分であります。公害環境の現状をどう認識するかという点は、基本法制定、それからこれからの環境行政の大前提になつてゐると私は考へるわけであります。

○有働正治君 そういう点では、私は総理の演説

というのは国際的に日本の環境問題の現状を語ら

せる危険が大きいということで、極めて遺憾であ

ります。私は、水俣問題にしても今なお解決して

いない、そういう点で、やはり足元の日本の今日

の具体的な公害環境問題をきつちり解決して対応

していくということ是非常に大事だと思うんです。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘のとおりで、

も、公害を克服したという部分だけ取り上げられ

ましたけれども、公害を克服する際に得たさまざま

な技術、それを国際貢献に使っていきたい、そ

ういう趣旨でございますので、もし何でございま

したら原文をお見せいたします。

○有働正治君 いずれにしても、現状が解決して

いない多々の問題があることはお認めになつたわ

○國務大臣(広中和歌子君) 我が国におきましては、公害対策基本法など従来の関連法は今度の基本法に引き継がることになるわけであります。そこで長官にお尋ねします。これによりましてこれまでの公害対策、被害者救済、これが後退することはないと思います。

しかし一方で、広範な経済社会活動を発生源とする窒素酸化物や騒音、水質汚濁などの悪化の傾向をたどっているものもあり、また改善の見られるものもありといったような状況でございます。また、土壤、地下水、底質の汚染などのいわば蓄積性の汚染なども新たな問題となつております。今日こうした汚染等は、例えば酸性雨に見られるように確実に生活環境や自然生態系への負荷となつておりまして、将来それが蓄積して影響が顕著化しかねない状況にあるということを認識しております。

○有働正治君 そういう点では、私は総理の演説

というのは国際的に日本の環境問題の現状を語ら

せる危険が大きいということで、極めて遺憾であ

ります。私は、水俣問題にしても今なお解決して

いない、そういう点で、やはり足元の日本の今日

の具体的な公害環境問題をきつちり解決して対応

していくということ是非常に大事だと思うんです。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘のとおりで、

も、公害を克服したという部分だけ取り上げられ

ましたけれども、公害を克服する際に得たさまざま

な技術、それを国際貢献に使っていきたい、そ

ういう趣旨でございますので、もし何でございま

したら原文をお見せいたします。

○有働正治君 いずれにしても、現状が解決して

いない多々の問題があることはお認めになつたわ

○國務大臣(広中和歌子君) 我が国におきましては、公害対策基本法など従来の関連法は今度の基本法に引き継がることになるわけであります。そこで長官にお尋ねします。これによりましてこれまでの公害対策、被害者救済、これが後退することはないと思います。

しかし一方で、広範な経済社会活動を発生源と

する窒素酸化物や騒音、水質汚濁などの悪化の傾

向をたどっているものもあり、また改善の見られ

るものもありといったような状況でございます。

また、土壤、地下水、底質の汚染などのいわば蓄

積性の汚染なども新たな問題となつております。

今日こうした汚染等は、例えば酸性雨に見られ

るように確実に生活環境や自然生態系への負荷と

なるよう確実に生活環境や自然生態系への負荷と

けで、その現実に立脚した具体的な対応が求められているということを改めて指摘しておきます。

ゼル車の排気微粒子、DEPが小児ぜんそくなどの気管支ぜんそく、慢性気管支炎など呼吸器障害

その幾つかの問題について私はお尋ねしますが、一つは、基本法案の第二章第一節第十四条にかかるわる問題で、その一項に「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」ということが明記されているわけであります。これとの関係で、まず私は大気汚染問題についてお尋ねします。

の原因になるということを指摘しています。また、大学の先生たちの研究、例えばことし九月、徳島大学医学部の大西教授らの研究グループの研究結果といたしまして、自動車排ガス中の成分が人体内で発がん性作用の強い変異原性の強力なニトロビレン化合物がつくられるという健康影響への新たな問題を指摘される等々の研究結果、調査結果等が発表されているところであります。そういう点で非常に重大だと私は考えているわけであります。

す排出規制を実施する、あるいは今までどおり自動車の排ガス規制を強化する、さらには低公害車の開発普及を促進する、こういうようなことをやつていきたいと思ってるわけでございますが、特にNO_xにつきましては非常に問題であるということで、昨年、自動車NO_x法というのを成立させていただきましたから、これに基づきまして強力な施策を推進していきたいと思っているところでございます。

このNO_x法によりますと、ことしの十二月からは指定された特定の地域におきましては使用車について非常に厳しい制限が課せられることになら

で、その点長官として、人の命にかかるわるこれだけ大きな問題になつてゐる、一刻も早く繰り上げ実施するなど、積極的な対応を求めるわけでありますけれども、その決断を求めます。

○國務大臣(広中和歌子君) 今大気保全局長が答弁したことに尽きるわけでござりますけれども、環境局といたしましては、大気汚染による健康影響が生じないよう、今後とも自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進、自動車NO_x法の効果的な実施に特に力を入れるほか、工場に対する規制等を行ふとともに、健康影響に関する調査研究を進めることによつて大気汚染防止対策の推進を図つてまいりたいと思つております。

○有働正治君 いま一つ、土壤汚染の問題です。環境庁がさきに発表された土壤汚染の全国調査

した。環八通り、環八を中心にしてテナントビルが建ち並んでおり、環八の上空に環八雲と言われるような雲まで登場する、あるいはマウス実験によつてがん発生大きな要因になつてゐる等々を映像で私も拝見させていただいたわけです。

○政府委員(松田朗君) お答えします。
ただいま先生御指摘の各国レベルの調査研究本
るいは自治体でやっている調査研究の報告等につ
いては、私どもも物を入手し承知しております。
深刻な問題だととらえております。

○有吉洋子著　「おしゃれなまし」とは、なぜかに都合のいいことばかり書かれていて深刻だと受けとめておられるようありますけれども、問題は環境庁のイニシアによる積極的な対策がやはり求められている。しかも、それは今がれていく段階ではないか。命にかかる問題だけにそのことが強調されなければならないと私は考えます。

環境庁の九一年十一月発表の八六年から五年間の調査結果、大気汚染健康影響継続観察調査によりますと、二酸化窒素濃度の高い地域ほどぜんそく発症率が高いという指摘がされています。

一方、SPMとのかかわりについては、九二年一月、結核研究グループによる動物実験の十年間にわたる研究結果による試算によりますと、東京で肺がんで死ぬ方の約8%がディーゼル粉じんが原因であるということを指摘しています。そしてまた、ことしの二月、環境庁の環境研究所のマウス実験による研究グループの発表によりますと、ディー

その点で、環境局としてNO₂対策、そしてSDS問題等による健康被害に対する取り組みが大型トラックなどディーゼル車の排気微粒子、DEP問題への影響等に対する対策の問題が急がれると思いますけれども、簡潔に対策を求みたいと思います。

部のものでは可能であるというふうに見通しを立てているところでございます。

○有働正治君 事態がこれほど深刻になるまで対応がおくれていたと、いうのは、環境庁の重大な責任だと私は思うんです。そういう点で、NO₂についても、それがそのとおり実行されるというのはどうも思っていないというのが今の現状で、地元の人はそのことを強く要求しているわけでありま

す。

また、DEP対策も具体的に指針を示して具体的な手立てが急がれるという状況にあると思う

とめられて対応しているという状況です。東京都の九二年度の地下水の水質測定結果によりまして、高濃度の発がん性物質が検出されています。大田区の場合には、テトラクロロエチレンの評価基準濃度の七百四十倍、八王子市ではトリクロロエチレンの評価基準濃度の五十三倍等これまで発がん性の物質であるだけに対応が急がれるということあります。トリクロロエチレンなどに対する対応、基準をやはり速やかに決めて、積極的に対応するといふことが求められているわけでありますけれども、

で、その点長官として、人の命にかかるこれだけ大きな問題になつてゐる、一刻も早く繰り上げ

ますけれども、その決断を求めます。

弁したことには尽きるわけでもございません

環境庁といたしましては、大気汚染による健康影

この点の対応について簡潔にお願いします。

○政府委員(野中和雄君) 環境庁の平成四年度の調査によりますと、全国で土壤汚染事例百七十七件が報告をされておりますが、このうちトリクロ

ロエチレンによる汚染事例は二十八件でございます。環境庁といたしましては、平成三年に土壤の汚染に係る環境基準を設定いたしまして、この達成、維持に向けましていろいろな調査あるいは対策、指導等を実施してきたところでございます。

また、現在のところ、まだ環境基準が設定をされておりませんトリクロロエチレン等につきましては、現在中央公害対策審議会におきまして土壤環境基準への項目追加等、御審議をいたいでいるところでございまして、本年じゅうを目途に答申をいただきまして、速やかに環境基準を設定してまいりたいというふうに考えておられるところでございます。

さらにまた、効率的、経済的な土壤浄化技術によります汚染対策の促進を図るために、本年度から国内の内外で実用化あるいは開発されつあります土壤浄化技術の実証試験を実施いたしております、これらの成果を速やかにマニュアル等の形で提示をいたしまして、実際に汚染源地で浄化対策を行う際の参考に寄与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○有働正治君 もう一つ、P C B 問題があります。

全国のP C B の廃棄物の保管状況、これは厚生省の方でまとめられたものであります。二万事業所のうち四千事業所で紛失、不明、その量は二百五十トン分というふうに言わわれているわけであります。しかも、三〇%近くが不適正保管が指摘されているわけで、土壤、水質汚染、人体障害への危険もあるところであります。これへの積極的な対応が環境庁に求められていると思いますが、この点について簡潔にお願いします。

○政府委員(森仁美君) ただいまお話しのようになりますが、この点について簡潔にお願いします。

Bの保管状況に関する調査で、不明、紛失というものが相当数あったということでございます。環境保全の観点から見ますと、大変遺憾なことでございます。

環境庁といたしましては、P C B 関係廃棄物の適正保管の徹底が重要でありますし、必要に応じまして厚生省、通産省等との協力をとりながら、保管対策の徹底に協力をしてまいりたいと考えております。

○有働正治君 熊本市の事例、私も実情を聞きましたけれども、汚染されてからの後処理というのはやはり大変なものであります。したがって、それに先立つてきっちり対応すると。要は命にかかる、直結する問題でもあるわけで、そういう点で、私が指摘した二点につきましても長官としての積極的な対応が求められると思いますので、その決意のほどをお願いしたい。

○國務大臣(広中和歌子君) 御指摘の点につきまして、一層の環境基準の達成、維持に努めていきたいと思っております。

○有働正治君 これとのかかわりで、去る十月二十五日、米軍横田基地におきまして、貯油タンク地下三メートル内の航空燃料が減少している事実が明らかにされました。基地の発表によりますと、漏れ出した可能性があるのはJ R - 四燃料六十八キロリットル、ドラム缶三百四十本分というふうに指摘されているところであります。

この横田基地にかかわりましては、一九六七年に昭島市で燃える水として大問題となりました井戸水にガソリンが漏れ出していたことがありました。昭島市内で六十八カ所の井戸からガソリンが出てきて、横田基地から漏れ出たもので、それ以来浅い井戸は使わなくなつたという深刻な事態を引きこした、そのまた事故が判明したと。

そこで、環境庁にまずお尋ねします。九日の東京都衛生局の発表によりますと、六カ所の井戸水の水質検査の結果については、汚染はなかつた、何カ所かについて大腸菌が検出されたというふうになつていますけれども、二十五年前のときも事

故の三年後に井戸水にガソリンが漏れ出したということで、地下水というのは一日に数メートル移動すると言われているわけで、今回の油漏れは数年後に井戸水に出てくるおそれがあるわけであります。

したがつて、今度の水質検査で事終われりとするわけにはいかないわけであります。航空機燃料が減少したのは事実であるわけであります。何らかの影響がないはずはないわけであります。地元では、今回の事故の事実関係の調査、原因究明、

対応、これを公表してもらうこと、そして政府機関、関係自治体の合同調査のもとで調査、原因究明を進めて、そして長期間にわたりまして水質検査など監視体制をとつていただくことを強く要望しています。

環境庁として、引き続き今後調査、監視体制を進め、万全の体制をとつていくべきだと考えますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(野中和雄君) 米軍横田基地からの燃料漏れにつきましては、東京都とも連携を図りながら、基地周辺の井戸等に影響がないのかどうか調査をしてきたところでございますけれども、御指摘のように、これまでのところは燃料漏れ等による汚染は生じていないというふうに今承知をしているところでございます。

現在、この問題につきましては、原因の究明、さらに入れた油がどの範囲ぐらいまで広がつていいのか等々につきまして米国側によりまして調査が実施をされているところでございます。私も、東京都とともに連携をとりながら、今後とも状況の把握に努めてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○有働正治君 私も、昨年十二月七日、商工、厚生、環境の連合審査のときに取り上げましたけれども、在日のアメリカ基地内の環境問題といふのは極めて深刻なわけです。独立した監視がないために環境が無視され、しかも大体うやむやに隠されていてるというのが多いわけであります。問題なしということで片づけられるというこ

とが多いわけであります。

多くの外國軍事施設の中や周辺の土壤、地下水、河川、港湾、これがジェット燃料や使用済みのオイルあるいはP C B だとか酸だとか、燃料のヘドロ等々、シアン化合物等を含めまして、化学有害物質のいわばるつぼになつてきている状況もかねがね指摘されているわけであります。そういう点で、今回の横田基地でのこの事故はこれから日本政府の姿勢、環境庁の姿勢を問う一つの問題だと私は重視しているわけであります。

長官にお尋ねします。日米地位協定に基づまして、こうした事故への対応が協議対象とされているはずです。そこで、第一に事実関係、その原因、これを明確にする。それから、第二に井戸水の汚染防止措置など万全の対策をとる、そしてまた再発防止に万全の対策をとるよう、環境庁は環境庁としてアメリカ側に申し入れるなど、積極的な対応を私はする必要があると考へるわけであります。長官の決意のほどを求める

必要がありますが、長官の決意のほどを求める。○國務大臣(広中和歌子君) この事故の原因の究明、漏出範囲の特定等につきましては、現在米国側により調査が実施されています。

政府といたしましては、調査結果に基づき米国側に対しまして、環境影響が生じないよう適正に対処すること、及び今後同様な事故が起らなければ、より必要な措置を講ずることについて要請を行うつもりでございます。

○有働正治君 時間が限られてまいりました。最後に、基本法案の中の絶滅の危険のある動物の保護措置を講ずることを規定した条項とのかかわり、そして民間団体の活動の支援を規定いたしました条項とのかかわりで、私はさきの国会の六月四日、環境特別委員会でイヌワシの保護を民間のボランティア任せにしないで、國も一定の援助をすべきだと質問いたしました。当時の長官からも前向きな答弁をいただきました。

その後、環境庁の方から、イヌワシ研究会に对しまして地球環境基金に対して資金援助の申請をするよう指導もありまして、イヌワシ研究会が五

百万円の申請をしたところ、最近三百五十万円の交付が決定されたようあります。金額的には少し不満もありますが、イヌワシの保護に対して初めての公的助成だということで、関係者は非常に喜んでいるところであります。

一つは、この交付決定の事実関係を求める。そして、あわせて質問いたしまして、このイヌワシを含めまして希少野生動植物等の保護増殖につきまして、そして研究体制の確立につきまして、どのように進めていかれるのか、積極的な対応を求めるわけであります。いかがでありますか。

○政府委員(奥村明雄君) 希少野生動植物の保護についてお答えをいたします。

先生御指摘のイスワシを初めといたします希少野生動植物の保護につきましては、本年四月から種の保存に関する法律が施行になりまして、個体の捕獲、譲渡の規制、生息地の保護と並んで、先生御指摘の保護増殖事業が大きな柱として今後対応を急がなければいけない課題となつてゐるところでござります。

私どもといたしましては、野生動植物の専門的な知見を有する広範な学識経験者で構成された野生生物保護の検討会を設置しまして、そこで具體

的な増殖のあり方について御検討いただき、対策を強化してまいりたいと思っております。これまでもイオリオモテヤマネコなど各般の保護増殖対策を実施しておりますが、現在こうした地域について、西表島でありますとか屋久島でありますとか、それから釧路などについては野生生物保護センターを設置しておりますが、こういうところを研究の拠点として御活用いただき、民間団体を始め関係者ともども研究の促進、保護対策の促進を図つてまいりたいというように考えておるところでございます。

○委員長(竹村泰子君) 有働さん、時間です。

○有働正治君 終わります。

○委員長(竹村泰子君) これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石川弘君 私は、自由民主党を代表いたしまして總理にこの環境基本法及びその周辺の問題点についてお聞きをいたいと思いますが、本論に入ります前に本法を總理が政府提案としてお出しになつた経過について若干お聞きをしておきたいと思います。

と申しますのは、今年の六月十四日でございますからちょうど五ヵ月ぐらい前、当時の宮澤總理にこの議場に来ていたときまして締めくくりの質疑をいたしまして、当時の野党の皆さん方の非常な協力をいただきまして全会一致で実はこの法案は委員会で可決されたわけでございます。あのようないふねの経過の中で新しい政権が発足しまして、この法案について、私ども全会一致で通りました法案でございますから、極力早くこれが出来て日本の目に見えてということを望んでいたわけでございますけれども、九月のたしか下旬でございますか、いろいろと新聞報道等によりますと現在の与党の一部にこの法案について十分ではないというお考えがあると、したがつて修正もするんだというようなことが出ておりました。私自身は、全会一致

○國務大臣（細川護熙君） 環境の惠沢を現役の世代あるいは将来世代とともに享受していくことができるよう環境をしっかりと守っていくということは、これはもう極めて当然の我々全地球市民の義務であろうと思いますし、また、そのような理念というものを進めていくための基本的な施策の枠組みというものを定めたものがこの法案であろうと思つております。

今お話がございましたように、さまざま御議論は前回の法案が廃案になりました後もあつたと 思いますが、しかし何と申しましても審議会で十分分御論議をいただいた上に前国会でも衆参で十分に御論議をいただいて、そして修正の上で全会一致で可決をされてきた法案でございますし、その ようなことを踏まえて今日に至つた経緯である、 そのように認識をいたしております。

したがいまして、ぜひとも今国会で成立をさせ ていただきよう、そのように願つておる次第で ございます。

○石川弘君 私もそう考へておる一員でございま す。

当時の新聞等を見ますと、与党の一部に基本計 画を制定しても担保となる具体的な実施計画がないので法律が形骸化する、基本的人権としての環 境権が明記されていない、環境アセスメントを入れるべきであるというようなところが論点であつた ように思います。衆議院における總理の御答弁

そういう中で、現在の連立与党においてもこの 現在の姿、結局當時の政府案に衆議院及び参議院 で修正をいたしました部分を修正いたしまして御 提案をなさつてきたわけですが、これを 御提案なされました總理のお考え、現在の法案を どのように評価をなさつてお出しになつてあるか を、まず伺わせていただきたいと思います。

○國務大臣（細川護熙君） 現在の政府案に衆議院において修正されました部分を加味されたものが出てくると思つたわけでございますが、そういう動きがあつたことは実は事実でございま す。

私はそういう意味で、本日午前中の質疑の中で、今問題とされた点をかなり明確に問題点として指摘された与党の先生方がござります。私は、そういう問題点を指摘したことがいいとか悪いとか申し上げているんではなくて、やはりこの法案の持ついろんな難しさをみんなで議論しながら最終的に仕上げてきたのが現在の姿だと思っております。したがいまして、私も現時点においてベストの法案ということで審議をしていきたいと思つております。

そこで本論に入ります。先ほど申しましたように、この法案は実は宮澤前総理も締めくくりにお出になつてゐる。細川現総理も今ここで締めくくりの総括に出でていただいている。一つの法案で締めくくりに二人の総理大臣がお出になるというのは、余り私も例を知りません。難産だったかもしれないけれどもいい子供が生まれたのかな、実はそう思つておるんですけども。

実は総理、おとといの、総理の諮問機関例の経済改革研究会、あの中間報告を読ませていただきましてちょっと心配になつてしまひました。これは私の杞憂かもしませんが、そのことについてひとつお答えをいただきたいと思つております。

あれを読ませていただいておりますと、経済的規制に対して原則自由、社会的規制について自己責任を原則に最小限度の規制という考え方で貰いていらっしゃるよう思います。私も、各種の規制というものが利権化したりあるいは恒常化し過ぎて弾力性がなくなるということについては大いに考へるべきことだと思っております。ただ、この社会的規制というものの非常に多くの部分といふのは、私的な経済なり私的な企業あるいは個人の自由ということだけで事柄を律します場合に、公的ないわば要請というもの、公共の福祉とかそういうものとのバランスにおいてつくられている制度でございますから、ただ何となく見直せといふわけにはなかなかいかない。あの文章の中です

も、安全、環境保全の見地から行われる規制も、二というものは一つ上に書いてありますけれども、「同じ最小限度にとどめるところが必要なんだ」という記述をなさっています。そういう意味では他のいろんな規制と同じように、あるいは同じようにという言葉はよくないかもしれません、やはり自己責任で最小限の規制というお考えのように思います。

そこで、あの別表を見させていただきました。あの別表は、上に注が書いてありますように、何もこれだからやる、これじゃなかつたらやらぬといふことでもないと書いてありますけれども、の中にこの環境基本法をつくるに当たって、今まで環境庁がその規制を守るためにいろいろお見えになつた法律の名前が列挙されております。全部やればこれとて時間があまりませんから、代表的自然環境保全法、自然公園法、こういうのがちゃんと出ております。

張れぬ制度。それを対比として、経済活動の活発化は善で、押さえるのは何か権限を守るために押さえ込んだというような設定でやりますと、この土地利用問題、地価問題、地価はきのう例の線引きのあれを少し緩めるというお話をありました。

私は、そういうことも必要なときにやるべきだと思いますけれども、その辺はやはり片方の企業活動によって生み出される何といいますか強引な力、これがバブルその他になつたわけですが、そういうことと線引きのような格好で利用を守つて思つておられます。

○石川弘君 私は、総理はこの研究会にはみずからほんと出でいらっしゃるというお話を聞いています。私、大変御努力なされていと、こんなこと言つたら失礼かもしだらぬが、いいことだと思ふ。ですが、私はこれを見ておりまして、特に新聞報道なんかで、この会合のいろんなものを決めていくプロセスを書いているものを見ますと、私が頭に描いているものとどうも姿が違うんですよ。

といいますのは、私は規制の中核はやつぱり立法措置だと思っているんです。なぜかといいますと、国民の権利を制限するとか義務を課すというものは法律事項なんですね。昔のような勅令なんかではばつと役人がやるというわけにいかぬわけです。したがいまして、つまらない届け出までなんて書くといふかもしねけれども、あの届け出なんかも大半法律事項ですね。そうしますと、規制緩和の問題を本当にやろうと思うとこの立法措置を設置する。この機関は「規制緩和推進計画」を審議するとともに、その実施を監視し、必要に応じ内閣総理大臣及び関係行政機関の長に勅告、意見表明する。」こうあるわけです。これは「監視し」という言葉は一体だれを監視するかというのをいろいろ考えてみたんですけども、非常にわかりにくいくらいです。私は、

総理、これはだれを監視するかとお読みになりますか。

○国務大臣(細川護熙君) 確かにおつしやるよう監視とか勅告でしたか、そういうことが書かれていますのですが、第三者機関につきましてはまだこれからの検討課題でありまして、行政の整合性の枠組みの中で、枠組みを踏まえてどのような第三者機関にしていくのがいいかということにつきましては、来年の通常国会に法案を出すとい

うことになるわけでございましょうから、そのころまでには具体的なことを考えなければならまいというふうに思つておるところをございまして、まさにこれから検討すべき課題だといふふうに思つております。

○石川弘君 私は、総理はこの研究会にはみずからほんと出でいらっしゃるといふふうに思つております。私は、ガットの中にも九一年に貿易省庁の上に立つ権限を持たせるべきだ。「第三者機関」の権限を定める新法は石油業法や銀行法など、規制緩和の障害になりかねない「業法」より優先することを明確にすべきだと書いてあります。

スープー二〇一条がなんかみたいな上からかぶせていくような法律をつくれと大学の教授が書いていることです。

ですから、私は総理がこの問題に熱意を持ついらっしゃることに敬意を表しますけれども、間違つてもこういうような事柄がだれかとだれかの対立だと、それからどこかの上に乗つかれとか、こういうようなことではなくて、地道な改善措置をおやりいただきたいと思うが、いかがでござりますか。

○国務大臣(細川護熙君) よくおつしやることはわかります。

先ほど申し上げましたように、やはりこれは行政の整合性とすることをよく考えていかなければならぬと思いますので、その辺のところに十分分配慮しながら今後適切に考えてまいりたいと思っています。

○石川弘君 私も、この前証券いろいろ問題がありましたときに、証券取引等監視委員会といつのをつくったときの経緯を自分で考えてみますと、事がわあつと起き立ちますと何かそういうのをつくるということになりかねない。そのこと自身私は、逆に言うと、ああいうのができたら今そういう不祥事がないんだという見方もあるかと思ひますよ。しかし、これはあくまでも行政が何をつくるということになります。このことによると、私は、逆に言うと、ああいうのができたら今それがから責任でおやりになるというのがやつぱり一番の筋だと私は思つております。

それでは、次に話題を変えまして環境とウルグアイ・ラウンドのこと、ひょっとしてこれはウルグアイ・ラウンドのこと、余りぎらぎらしあがります。ところが私は、これも新聞の中である大学の教授がおつしやっているのを見て、案外そういうこ

とを考えている人もいるのかなと思つたんです。

御承知のように、ガットの中にも九一年に貿易と環境に関する作業部会というのができました。

しかし私は、ブンタデルエステで始まつて以来、どちらかというとこのガットは貿易の自由化、經濟の活性化ということには頭を置いておりますけれども、環境問題はUNCEDあたりであります。

スープー二〇一条がなんかみたいな上からかぶせていくような法律をつくれと大学の教授が書いていることです。

それでも、環境問題はUNCEDあたりであります。私は、ガットのいろんな活動とこの環境問題についてどのように認識をしていますし、その後の活動も經濟の活性化ということには頭を置いております。

そこで、私は、この点、総理はガットのいろんな活動とこの環境問題についてどのように認識をお持ちでございましょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 実は私も余りきょうお尋ねいたしましてよく知らなかつたんですが、今お話をございましたように、ガットにおきまして諸活動とこの環境問題についてどのように認識をお持ちでございましょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 實は私も余りきょうお尋ねいたしましてよく知らなかつたんですが、今お話をございましたように、ガットにおきまして諸活動とこの環境問題についてどのように認識をお持ちでございましょうか。

いうぐあいに片方でドンケル・ペーパーが出てどんどん走っていたんですが、むしろそれから後から来たNAFTAがこの環境問題でつまずいて、つまずいてというのにおかしいですが、それを抜きにしては通らぬということになりました、八月の十三日でございますが、NAFTAは環境問題、労働問題、それからセーフガード問題の三つの補完条約を入れてようやくその合意が見られた。要するにこの環境問題を抜きにして北米自由贸易協定は成り立たぬという姿勢でやつたわけですよ。

だと幾ら思つてももう現にこれだけ走つてゐるものをもとへ戻せませんと言ふのであれば、それならばなおさら我々がかねがね主張している問題、これは御承知のように森林とか農地というものは環境の保全にどんなに役立つかとの環境基本法にも書いてあります。ですから、そういう観点から我々が、総理も含めて今まで主張してきた主張は決して何か日本一国が特別のことと言つてゐるといふんじやなしに、むしろある意味では私は先見的な考え方だとでも言えるぐらいの主張だと思つてゐるわけです。

いですが中間報告を携えてカナダの方にお出かけされども、国家貿易品目九品目の中の米として例示したことでも経済的な規制は原則自由なんだといふことでも懸念ではないという気持ちもします。それが一点です。

もう一点は、実は国会決議の取り扱いにつきましていろいろな論議がありました。党利党略といふようなお話をありました。しかし、先ほど述べま

ういうことを頭に置いて、全国の農業者、いろいろな意味で悩んでいらっしゃる方が多いと思いますが、私は私なりにそう理解しているんです。総理のおつしやったこの言葉で理解しているんですが、何か新聞に出たからどうこうという意味じやなくて、今私が申し上げました中間報告に書かれた問題、それから、かねがね総理がおつしやつておりましたこのウルグアイ・ラウンドについての総理のお考え、これは私が今申し上げたようなことでよろしくうございましょうか。

が動議になつてだんだんやつたんですねけれども、私はそういう意味で、北米協定で環境条項が補足的に入るのであれば、本当ならばウルグアイ・ランドだってこの環境問題をもつと大きな形で取り上げてもらわなきゃ困ると思つてます。

今度お出かけになる二日前の十七日がこのN A F T A のアメリカにおける採決の時期でございますから、それがどうなるかということを見守らなきやいかぬかと思いますけれども、私は、今や貿易問題を単に自由な経済のやりとりということだけでは、これはアメリカがN A F T A でこういうものを入れると言つたのは、非常に環境条件の違うようなところと競争し合うことがいかにおかしいかということを彼らみずからが気がついてそういうことを入れてあるのですから、私はこの問題は実はぜひ考えてもらわなきやいかぬと思つております。

せひそぞうじの意味で私はき。うは環境を中心としたお話ししますのでそんなにあちこち話題が飛べませんけれども、御承知のように今ガットのラウンドの考え方方は穀物その他みんな余っているという大前提ですね。これは総理も御承知で、余つてあるから輸出補助金を残すんです。余つてあるから効率の悪い国の農業をやめさせようとしているわけですね。しかし、そんなことが本当に国々の農業、環境ということにどういう影響を与えているかということをもつと真剣に考えるならば、私は日本の今までの主張をもっと膨らませても実はいいんじゃないかとさえ思っています。

しかし、総理も国会でいろんな御答弁の中で、従来の考え方方に従つて行動なさるということを聞いておりますので、私はここではちよつと二つだけ別の角度で総理に伺つておきたいと思うんであります。一つは、これまた中間報告が出ました。中間報告が出たとき私は夕刊を全部見ましたけれども

したような私の考え方から言いますと別にそんなに遠慮しなきやいかぬことはないというのが私の持論です、それはいろんな考え方がありまして、ようけれども私はそういう持論からいうと、実際がかねがね国会でお答えになつてゐるのを今度は勉強のために全部拾つて読んでみました。八月の二十五日の衆議院本会議以来、私はつい最近のところまではわかりませんけれども二十数回お答えになつています。総理からお答えしていくただくのがいいんでしようが、時間が余りありますせんから、大体四つのことをおつしやつていらっしゃると思うんです。

ラウンドの早期結局に向けて努力するというのが一点ですね。それから、我が國の農業が将来にわたつて安心してできるような魅力のあるような番目は、これは各國みんないろんな困難な問題を抱えているんだから、お互いの努力せにやだめなん

ちよつとございましたが、これはあくまでも例示として挙げているものでございまして、例示をしたから規制を緩和するという話でもございませんし、また、例示していないからそれは別だということでもないわけでございまして、あくまでもこれは例示的に挙げたということでございます。それはそういうことでございますが、ラウンドについての基本的な考え方等いうものは、今幾つか整理しておつしやつていただきましたが、米の問題も含めてまさに基本的にそういう従来方針に基づいて今ぎりぎりの交渉をやっているということでございます。

○石川弘君 私は貿易問題ではもう一つ木材の話をちよつとお聞きしたいんですが、その前に總理、お出かけになりまして大変お忙しい日程だと思います。当然のこととして、そういうお忙しい日程の中でこの中間報告をお出しになれば、いろんな論議が出ると思うんです。私は、やはりそう

そこで、今度はそれじゃガットはそういうことやつていると言いますけれども、さつき言いましたように、ドンケル・ペーパーの中にはまだまだこんなところは入つてないです。ドンケル・ペーパーの中で環境のことを言つていると強いて言えば、公的備蓄をして、要するに自分の国が人から買つたものを備蓄しているの金は削減補助金に入れないと、国内環境施策を使つた金は削減対象に入れないといった程度のことなんです。したがつて、私は根っこからやり直すのが本当

も、あの中間報告が出たときの副題は全部米検討会の対象としか書いてないんですね。それは役人海に言えど、国家貿易品目九品目の中に米が入っていることは事実だから、それはそういうことで別表に載せたという説明かもしれません、座長さんのお話を聞いても、あるいは各種のジャーナリズムでの評価を見ましても、これは自由化の一歩じやないか式の理解、あるいはそういうことが大変多く書かれておりました。

総理は今度十九日、これを言うとおかし

だというお話を。それから、米についてはその重要性にかんがみ、国会決議の趣旨を体し国内産で給するという基本方針のもとで対処をする。大体この四つ。その日によつて何か質問者のぐあいで少し数が少ない場合もありますけれども、私はこの四つだと思うんです。

今申し上げましたラウンドについての考え方で頭に置いてみると、先ほどの中間報告に書かれた米の取り扱いの話、それからこの決議をするかないかということいろいろな報道をされた、そ

いう場合にややもすればみんなが心配するという
のは、ただここへ出たからどうだとかといふ、そ
ういうことがなるべくないよう、あつたら積極
的に總理に否定をしていただいて、落ちついた雰
囲気の中で交渉ができるように御配慮をぜひお願
いしたいと思います。

もう一点。山の話といいますか、木材貿易のこ
とについてお聞きをいたしたいと思います。
実は、御承知のように今度のこの基本法の中で
も先ほどちよつと言いました農地とか林地とかと

いですが中間報告を携えてカナダの方にお出かけされども、国家貿易品目九品目の中の米として例示したといふことでも経済的な規制は原則自由なんだといふのが前に書いてあることも事実なんです。ですから、とり方次第では今私が言つたような懸念は決して懸念ではないという気持ちもします。それが一点です。

もう一点は、実は国会決議の取り扱いにつきましていろいろな論議がありました。党利党略といふようなお話をありました。しかし、先ほど述べましたような私の考え方から言いますと、別にそんなに遠慮しなきいかぬことはないというのが私の持論です、それはいろんな考え方がありましても、私はそういう持論からいうと、実は総理がかねがね国会でお答えになつてゐるのを今度は勉強のために全部拾つて読んでみました。

八月の二十五日の衆議院本会議以来、私はつい最近のところまではわかりませんけれども二十数回お答えになつていてます。総理からお答えしていただくのがいいんでしようが、時間が余りありますせんから、大体四つのことをおつしやつていらっしゃると思うんです。

ラウンドの早期終結に向けて努力するというのが一点ですね。それから、我が国の農業が将来にわたつて安心してできるような魅力のあるようなそういう環境づくりをしていくというお話。(三番目は、これは各国みんないろんな困難な問題を抱えているんだから、お互い努力せんやだめなんだというお話。それから、米についてはその重要性にかんがみ、国会決議の趣旨を体し国内産で供給するという基本方針のもとで対処をする。大体この四つ。その日によつて何か質問者のぐあいで少し数が少ない場合もありますけれども、私はこの四つだと思います。

今申し上げましたラウンドについての考え方を頭に置いてみますと、先ほどの中間報告に書かれれた米の取り扱いの話、それからこの決議をするか

ういうことを頭に置いて、全国の農業者、いろいろな意味で悩んでいらっしゃる方が多いと思いますが、私は私なりにそう理解しているんです。総理のおつしやったこの言葉で理解しているんですが、何か新聞に出たからどうこうという意味じやなくて、今私が申し上げました中間報告に書かれた問題、それから、かねがね総理がおつしやつておりましたこのウルグアイ・ラウンドについての総理のお考え、これは私が今申し上げたようなことでよろしくうございましょうか。

○國務大臣(細川護熙君) 別表のお話は先ほどもちょっとございましたが、これはあくまでも例示として挙げているものでございまして、例示をしたから規制を緩和するという話でもございませんし、また、例示していないからそれは別だということでもないわけでございまして、あくまでもこれは例示的に挙げたということでございます。

それはそういうことでございますが、ラウンドについての基本的な考え方というものは、今幾つか整理しておつしやっていたときましたが、米の問題も含めてまさに基本的にそういう從来方針に基づいて今ぎりぎりの交渉をやっているということございます。

○石川弘君 私は貿易問題ではもう一つ木材の話をちよっとお聞きしたいんですけど、その前に總理、お出かけになりまして大変お忙しい日程だと思います。当然のこととして、そういうお忙しい日程の中での中間報告をお出しになれば、いろんな論議が出ると思うんです。私は、やはりそういう場合にややもすればみんなが心配するというのは、ただここへ出たからどうとかといふ、そういうことがなるべくないように、あつたら積極的に総理に否定をしていただいて、落ちついでいた雰囲気の中で交渉ができるように御配慮をぜひお願ひしたいと思います。

もう一点。山の話といいますか、木材貿易のことについてお聞きをいたしたいと思います。

実は、御承知のように今度のこの基本法の中で

いうものが環境に大変大事だという趣旨の規定もございます。それだけじゃなくて、やはり今の経済のいろんな転換の中で、私は山というのは維持していくのが物すごく大変な事態になつたと思うんです。昔は山持ちというのは大体金持ちという言葉とイコールだつたと思っていましたけれども、私は本当に今山を持つてみずから經營していくというのは容易なことではないと思っています。ですからそういう中で、それにもかかわらず世界一の人工林といいますか、要するに山を今まで育て上げてきた人にとって、この山をどうやって後世代につなぐかというのは大変大事なことだと思います。

そこで、御承知のように日本は大変な山をつくつてまいりましたけれども、今は圧倒的に外材輸入をしていくわけです。例のUNCEDの考え方なんかの中で、山というのは要するに回転して、維持発展しながら持つていけるような山につくらにやいかぬというのはそれは常識なのです。山が、木があるがたいのは鉱物資源のように掘つたらなくなるんじやないんですね。うまく手入れをしていけば、未来永劫とまではなかなか言えぬかもしませんけれども、半永久的に使える。そういう意味じや、山が本当にそういう資源として動いているかどうかというのは私は大変大事なことだと思います。

今日本が入れているのはアメリカとかカナダのような北米材、それから南方材、それとソ連材、その他オーストラリア、あるいは日本は既にいろんなところから入れていますけれども、大別すればそういうアメリカの針葉樹グループと南方系の森林とソ連系の森林だと思うんです。

私の知る限りでは、世界の林業統計その他を読む限りは、成長をしているよりも切っている方が少ない。これは間違なく回転します。そういう国は非常に少ない。日本とニュージーランドぐらいいじやないでしようか、はつきり言えるのは。ただ、大きい國のものは切りましても成長に物すごい長いサイクルでしていますからなかなか数字

出てきませんけれども、一番そういう意味ではっきりしている問題は御承知の熱帯林です。熱帯林は大体世界で合計しても年率〇・八%減というと大したことはないようですが、二十年たつたらなくなると言つたらすぐびっくりするわけです。特に、その中のアジア・太平洋地域は一・二%減というのは八十年たつたらなくなっているわけです。もう木の世界で言つて八十年なんというのはあつと言ふ間に来ます。

そう考へると、そういうところの森林も保続經營ができないがら、しかも日本のかしい林業の中でも後継者が育ち、やっぱり山を持つてよかつたと。山は自分の財産だけじゃなくてその他のいろいろな環境面でのプラスを持つていいわけですから、そういうことにぜひしたいと思つておりますから、私なども及ばずながらこういうことに力を入れてきた人間でございますけれども、御承知のように、かつてのいろんな意味での自由化前倒しみたいな施策の中で木材の関税なんというのは日米間協議でかなり早い時期に前倒しをしてきていました。それはやはりある種の合意のもとにやつたことですから、今それがおかしいということは言いませんけれども、片一方で円が強くなるといふようなことを考えますと、国内で山を経営するということと外國から入れてくるという条件はますます厳しくなってきてると思うんです。

私はその中で、総理も御承知だと思いますが、ウルグアイ・ラウンドの中で実はこの木材についてもゼロ・ゼロ・オプション、要するに両方ともみんなゼロにしようというのに入ってきて、かなり強い要請が出ております。関税化というのもなかなか怖いのは、関税化するとその次は引き下げ、引き下げる次はゼロ・ゼロだと言つたらされても関税化なんかついてこないんですが、木材に既にそれがあらわれていてるわけです。

サステナブルなそういう回るようなことをやっているものの同士の貿易ならまだいいんですが、今言つたような、例えばシベリアで切りたいほうも切つて、それが林地として戻るどころか土地

としても危うくなつてゐる、永久凍土が解けて水浸しになつてなんてよく写真に出でています。そういう状態の森林伐採というのは、逆に言って日本がそういうものを入れることが人の國の環境を物すごく悪くしている、そういうような気持ちはあります。そして、単なるゼロ・ゼロ問題だけじゃなくて、やつぱり森林とか林業とか環境ということの背景にある物すごいいろいろな問題の一つかと考へています。

六月の十四日ですか、前の総理がお出ましになつて締めくくりをしましたときに現環境府長官はその問題を実は御指摘になりました。私は大変いい御質問だと思つて拍手を送りましたか? 私は大変いい御質問だと思つて拍手を送りましたか? が、その中に、今のラウンドは難しいかもしかれども、この次のラウンドまでにはというのが入つております。私はそれはちょっといいただけないなど。そんなこの次のラウンドなんて言つていますとそのずっと前にこちらはひどい目に遭いますから。私は、あのとき広中現長官が御指摘になつたのは今すぐの話だと理解しておるんですけど、その後長官はどうにお考えでございますか。

○國務大臣(広中和歌子君) 大変いい御指摘をいただいたと今傾聴していたところでございます。

私があのときには、少なくとも次のラウンドではと言いましたのは、このウルグアイ・ラウンドはうまくいきましたら年内妥結ということで、次のラウンドの準備が始まるわけでございましょう。MTOですか、それにつきましてどのような貿易委員会になるかといったような方向づけがなされるのが現在ではなかろうかと思つております。そういう意味ではまさに環境と貿易の問題といふのは現在の緊急課題である、そのような認識をしておりますので、環境庁といいたしましても貿易と環境の問題についてはずっと勉強をしつつ、環境庁としての提案みたいなものができればと思つております。

また、他の省庁におきましても、そういう点で調査研究、そして方針を決めるという作業をなさ

○石川弘君 今おっしゃったように、次のラウンドと言つたらその次と「うんじやなし」に、私はその次のラウンドに行く前に、実はゼロ・ゼロ・オプションというのは今ラウンドにもう既に要求されているわけです。ですから、私は長官のおつしやるような意味のことは今度のラウンドを終結させる段階においても大いに主張しなきゃいけないし、さらにはこの次にはもつとというお話を思ひます。

そこで、御承知のように日本の場合は丸太の輸入というものは日本で加工してそしてやるということなのですから、非常に早い段階で無税の扱いでみんな入れてきておりました。しかし、丸太は環境の制限問題もありまして、御承知のように輸出制限みたいなことを片方でやつているわけですね。それは我々とすれば非常に片手落ちだと言つておりますけれども、この製材の問題でも先にそういうところへ到達すればもう回復できない。ラウンドの話というのは一遍譲ればもうもとへ戻れないというのが常識でございます。このゼロ・ゼロ問題について、細かいことかもしれませんのが整理もどのようにお考えか、伺わせていただきたいと思います。

さておりまますし、また先ほどの御質問でも出ておりました環境委員会といったよななものもつくられることになつておりますから、こうした点についての国際的な関心といふものも高まつてきつゝあるし、我が国としてもそうした取り組みといふものを積極的に支持をし、また参加をしていくことが必要ではないか、このように考へているところでございます。

○石川弘君 私が総理にお尋ねしたいと思っておりましたのは、大体以上のような項目でございますが、締めくくりに当たりまして感想も含めて若干お願いをしたいと思います。

私は実はこの環境特別委員会はずつと、ほかいろいろ予算だとか内閣は変わりましたけれども、ここだけは一遍も外れはずつとやつてきました。この議論はある意味では非常に地道といいますか、やっぱり環境問題ですから個別、具体的にはいろいろな個々のあれがあるんですけどそれでも、私は後の世代、先ほど最初に大臣がおっしゃったように、総理もおっしゃったように、次の次の世代ぐらいまで考えてやらなきゃいかぬことがあります。実は大半じゃないかと思うんです。

ど言いました規制問題、規制をどうするかといふ問題も過去既に二回、そういう経済的な活性化がその後にかえつて規制をつくる。森林法の例の林地開発規制はそれは逆につくったわけですね、そういう事態も起きた。それからバブルの後にまたいろいろな規制が出た。アセスの法制化問題といふのも実はそういうことと裏腹だと思うんです。今までの任意のアセスから強制、これは権利義務を伴うアセスをつくるということは何かそういうのがあるからつくろうという話です。ですから、おかしくなったという例の一つだと思っているんです。そういう意味で、私は実は国内においていろんな国内の環境を守るというようなことも地道

にやつていかなきやいかぬと思つております。

それから、その次に申し上げました食糧の問題とかあるいは森林の問題もやはりそういうことはないかと。先ほど言いましたように、余つてはかねがね言つておりますが、何で余つたかといつたら、足らなくなつたから余つたんですね。御承知のように、昭和四十八年とか五十年の穀物ヨックで世界じゅうの穀物生産が下がつたわけですね。そうしたら日本はそのとき金がありましてから、外国から高い小麦を買つてきて、二年間で二千億も金をつぎ込んで安くしてやつたから日本は助かつた。しかし、金のない国はそんなことができないから自分でつくるしかしないというので大増産をした。それが余るものだつたわけです。

私は、最近のこの天候不順その他を見ていて、日本が凶作といふんぢやないんですね。太平洋の温暖のベルトはみんなそうです。こういう態があると余るはずのものが足らなくなることはこれは十分考えられる。しかも、中長期に考えれば世界の耕地は減つてきます。これは漠化みたいなことも進みます。熱帯林をもう切ることもできないでしょう。人口は増加します。これから我々が生活に豊かになれば穀物をそのまま食べないで、家畜を通して、家畜の肉を食うよになればますます足らなくなる。

そういう状態にありますので、私はしつこいに申し上げますけれども、このウルグアイ・ウンドの問題も単に、何と申しますか経済交渉一つとして何とかうまくという話じゃなくて、はりかなり中長期的な先を見た姿で総理がこの問題をコントロールなさつて決断をなさるというとをぜひお願いをしたいと思つております。私の申し上げましたことに何かお答えいただきますならば、お答えをいただきまして終わります。

○國務大臣(細川護熙君) 全く私も同感でございます。
ウルグアイ・ラウンドやガットでは食糧の需給ということについて直接に触れてはいないわけですが、ございますが、おっしゃるような国際的な食糧需給の傾向にあるわけでございましょうし、そういうことを十分念頭に置きながら中長期的な観点で我が国としても対応していくかなければならぬだらう。全く私もおっしゃることに同感でございま

表の金も私の調べでは、当時の政権党でありました自民党政治団体に対して、鹿島、大成、大洋建設の受注三社と水資源開発公団が工事請負契約を結んだ八八年から九二年の五年間で六億三千二百五十万円の政治献金が行われています。しかも、請負が決まれば献金額が七千万円台、翌年八千万円台、翌年一億二千万円台、翌年一億五千五百万円台と、金額的にもふえていてます。工事費も私ども

○有働正治君 今日環境問題を考える場合に、ゼネコン政治というのが環境破壊と結びついている。というのが一つの特徴になつていると私は考えるわけであります。その一つに長良川河口ぜきの問題があると考えます。私も十月十日、長良川河口ぜきで行われました「ニッポンの川を問う」という野外シンポジウムに参加いたしました。全国から一万人が近い方々が集まられて、徒步で、自転車で、自動車で、カヌーで、船でということで、ゼネコン政治の長良川河口ぜき建設中止の非常に強い要望が出されました。

そこで、総理にお尋ねします。長良川河口ぜきをめぐりましてゼネコンとのかかわりが指摘さわれています。例えば工事が始まるはるか十七年も前

に疑惑の焦点の鹿島、大成建設らの談合で決まりたことが指摘されています。また、金丸被告は沖三度、このうちの一 度は竹下登氏も同行して現地

視察を行う、そして建設認可に向けて強引に事を進めた経緯があります。また、九〇年十一月私どもも御本人に確認いたしましたが、本人はほととおりですと事実を認められました。長良川を現地観察されて反対の意向を表明された当時の川石松環境長官に金丸被告が三度にわたりまして、大臣でありながら河口ぜきに反対するとは何事か、選挙にも影響するぞと圧力をかけていた

脅迫を行っていたということ。また、鹿島などによる裏金による政界工作が金丸・竹下氏らに行な

表の金も私の調べでは、当時の政権党でありました自民党政治団体に対して、鹿島、大成、五洋建設の受注三社と水資源開発公団が工事請負契約を結んだ八八年から九二年の五年間で六億三千二百五十万円の政治献金が行われています。しかも、請負が決まれば献金額が七千万円台、翌年八千万円台、翌年一億三千万円台、翌年一億五千万元台と、金額的にもふえています。工事費も私どもの調査では、当初事業費七一年二百三十五億が八八年一千五百億円へと、六・四倍に異常に膨れ上がっているわけであります。

そこで、総理にお尋ねします。長良川河口せきをめぐるゼネコンとのかかわりの疑惑、幾つかの点につきましてはマスコミでも指摘されている問題であります。当然御存じだと思いますが、いかがでありますでしょうか。

○國務大臣(細川護熙君) 古い話で忘れておりましたが、きょうお尋ねがあるというので新聞を見せられて改めて承知したところでございます。

○有働正治君 極めて認識が甘いと、私は。これだけ大問題になつていてる中の一つの渦中だと私は思つてゐるわけでありますけれども。

認識されたということではありますので、そうであれば環境団体、市民団体の方々は、こういうゼネコンとのかかわり、疑惑について、やはり政府の責任において納得のいく調査解明を行つていただきたいという強い希望がありますけれども、この点について総理、御見解はいかがでしようか。

○國務大臣(細川護熙君) 事業主体である水資源公団の方で事情聴取をされたということでござりますが、関係者から事情を聞いたということですが、その結果は河口せきの受注に当たつて報じられたようなことは一切ないということでありまして、長良川の建設工事の契約は適正に実施をされたものというふうに承知をいたしております。

団の談合はなかつたといふ調査結果自体が私は問題だと思つてゐるわけであります。関係者からの事情聴取は、工事請負契約を行つた八八年当時の営業担当者が主たる対象であります。談合はそれより十七年も前に行われてゐるわけであります。その当時の土工協幹部や各社の当時の首脳クラスがこれにかかわつてゐるといふことが指摘されてゐるわけで、そういう当事者から事情聴取は行つてはおられないといふことは承知であります。そういう点で調査はまともに行われたといふには私は認識していません。

そういう点で私は総理の認識、それから水資源公団の対応にまだ多くの疑問と問題が指摘される。改めてきつちりした調査、検討を求めます。

○国務大臣(細川護熙君) 今申し上げましたように、適正に調査をしてそして対応してきたといふことでござりますから、今のところまた改めてその調査をやるということは考えておりません。

○有働正治君 総理は国民に視点を置いた政治というのを繰り返し強調されます。国民の世論調査を見ますとNHKの世論調査等々、九一年十二月、岐阜市の場合、中止、一時凍結が八九%で推進は一二%、長島町の場合に中止、一時凍結は七四%で推進は二五%。世論は圧倒的に中止、凍結を求めているというのが国民の声であります。

国民の視点に立つた政治ということは、そのことを尊重する必要がある。そして、この点では著名な方々からも多くの指摘がされています。梅原猛、国際日本文化研究センター所長等々は、建設中止を政治改革の第一歩にしたらどうかといふことを主張されているわけであります。

ゼネコンが問題になつて、改めてこれだけ問題になつて、私は水資源開発公団の調査自体は問題だと明確に指摘しているわけで、国民の皆身も国民の視点に立つた政治と言われる以上、やはりきつちり納得のいく調査をやるべきだ、検討すべきだと私は思いますが、再度求めます。

○国務大臣(細川護熙君) いろいろな御議論があ

つて今日に至つてはいるということでございまして、既に工事の九五%近くが進捗をしていて、いう状況であるといふことでござりますから、そういう状況を踏まえてやはり現実的な対応といふものを行ふ行政の責任者としては考えていかなければならぬだろう、このように思つております。

治水上も、あるいはまた水資源の確保という観点からも、地元の自治体からはぜひやってほしいという要望があり、また環境の観点からもさまざまな議論を経た上で、調査を経た上で行われてきた。

私もかねて一度訪ねてみたいと思っておりましたが、まだ実際には行く機会がなくて今日に至つておりまして、そういう話を聞いていたるだけのことござりますが、しかしさまざまな関係者の方々から話を聞きますと、さまざまな関係者と申し上げたのは行政でございますが、話を聞きますと、今とり得る考え方で、現実にここまで地元の要望を受けて進めてきた、そしてまた環境面に対する配慮もそれなりにやつてきた、こういう説明を受けているわけであります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。

○有働正治君 現実的な対応といふ点では今からでも私は遅くないし、例えば島根、鳥取にまたがる宍道湖・中海の淡水化事業をめぐりまして、膨大な国費を投じたけれども、国民の皆様方の世論でこれは凍結していただきたいといふことで、ゲートがおろされる直前において凍結された過去の教訓もあるわけであります。

こうした教訓、現実的な対応が私は求められてゐる、そういう点で国民の視点に立つた云々といふ点からいって大きな問題もありますし、ゼネコン問題の解明について極めて私は消極的と言わざるを得ないわけであります。

四月九日、宮澤前首相と不破委員長との党首会談で、不破委員長が国の税金の使い道とのかかわりでござります。

りでこれだけ大きなゼネコン疑惑が指摘されていります。

従来の政府の基本は引き継ぐと言つてゐる以上、こういう認識は継承されたらいかがですか。再度強く要望し、来年度予算についても述べられましたが、予算を凍結して根本的に見直すということを求めて、時間でありますので質問を終わります。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、議題となつてます環境基本法案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

これは、議題の法案に我々は賛意を表するものであります。これをより実効あるものとする立場からのものであります。

修正案は、既にお手元に配付しておりますので、詳細は説明いたしません。

その内容は第一に、基本理念に「良好な環境が国民共通の財産であること及びその下で健康かつ安全で文化的な生活を営むことは基本的な権利であること」を明記するとともに、「環境への負荷の少ない社会の構築」、「汚染原因者負担の原則」住民の意思の尊重、情報の公開」、「環境保全基準を確保するための環境管理計画の策定」及び「実施計画の策定」等を規定することによって、原案が不明確にしている環境保全の諸基本原則を明確にし

第二に、「環境影響評価制度を確立するため、必要な措置を講ずるものとする」として環境アセスメントの法制化を規定し、あわせて地域住民の意思が反映される手続を措置することによって、原案が国事の発注、受注の上でフェアな関係であつたかどうかを明確する責任があると述べられたわけであります。

第三に、企業が負担すべきものを「環境税」として国民にしわ寄せすることを正当化するような経済的措置の条項を削除し、事業者の責務に基づいて事業活動を行う範囲を「本邦の内外における」と規定すること及び「事業者に対する指導を講ずるもの」とすることによって、原案があいまいにしている事業者の「汚染原因者負担の原則」を明確にして、大企業の横暴な海外活動に対するあいまいな規制を厳しくしたものであります。

第四に、企業の無過失責任制と立証責任制の制度を整備し、「地方自治体の施策の尊重」、及びわゆる「上乗せ、横だし」を規定すると同時に、新たに「総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善」を明記することによって、原案が改善を図ろうとした被害者救済を拡充強化し、大企業の横暴な海外活動に対するあいまいな規制を厳しくしたものであります。

以上、委員の皆さん御賛同をお願いいたしました。して、趣旨説明を終わるものであります。

○委員長(竹村泰子君) これより両案並びに環境基本法案に対する修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより順次両案の採決に入ります。

環境基本法案について採決に入ります。

まず、有働君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 少数と認めます。よつて、有働君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よ

つて、環境基本法案は全会一致をもつて原案どお

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よ

つて、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案は全会一致をもつて原案どおり可

決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

午後三時八分散会

(参考)

環境基本法案に対する修正案
環境基本法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十三条」を「第十五条」に、「第十四条」を「第十六条」に、「環境基本計画(第十五条)」を

「環境管理計画(第十七条)」に、「第十九条」を

「環境保全基準(第二十条)」に、「第十七条・第十八条」を「第二十一条・第二十一

二条」に、「第十九条・第三十一条」を「第二十三

二条」に、「第三十二条・第三十五条」を

「第三十六条」に、「第三十二条・第三十五条」を

「第三十七条・第四十条」に、「第三十六条」を「第

四十二条」に、「第三十七条・第四十条」を「第四十

二条・第四十五条」に、「第四十一条・第四十四

一条」を「第四十六条・第四十九条」に、「第四十五

条」を「第五十条・第五十一条」に改め

る。

第一条中「健康で」を「健康かつ安全で」に改め

る。

第二条第二項中「健康で」を「健康かつ安全で」に改め、同条第三項中「第十六条第一項」を「第二十

一条」に改める。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 良好的な環境が国民共通の財産であること及びその下で健康かつ安全で文化的な生活を営むことは国民の権利であることにかんがみ、環境の保全は、国及び地方公共団体の積極的な施策の推進とこれに対する事業者及び国民の協力によって、現在の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるようになるとともに、良好な環境が将来の世代に引き継がれるように行われなければならない。

2 前項の良好な環境とは、人類の生存に不可欠な生活環境及び自然環境が保全され、国民が健康かつ安全で文化的な生活を営むのに必要かつ十分な状態にあることをいう。

第四条中「行われるようになること」の下に「及び環境の保全に関する費用が公害を生じさせた事業者その他の環境の保全上の支障を生じさせた者により負担されるようになること」を加え、「健全の充実の下に」を「科学的知見を充実させ」に改める。

第四十六条を第五十一条とする。

第四十五条第二項第一号中「第十七条第四項」を

「第二十一条第四項」に改め、同条を第五十条とする。

第三章第一節中「第四十四条を第四十九条」とし、

「第四十三条を第四十八条」とし、第四十二条を第四十七条とする。

第四十一条第二項第一号中「環境基本計画」を

「環境管理計画」に、「第十五条第三項」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第

三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号

とし、同項第一号の後に「二号を加え、同条を第四十六条とする。

二 第二十条第一項の基準に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

第四十条の見出し中「協力」の下に「並びに行政組織の整備等」を加え、同条に次の一項を加え、第二章第八節中同条を第四十五条とする。

第三条を次のように改める。

第三条 良好的な環境が国民共通の財産であること及びその下で健康かつ安全で文化的な生活を営むことは国民の権利であることにかんがみ、環境の保全は、国及び地方公共団体の積極的な施策の推進とこれに対する事業者及び国民の協力によつて、現在の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるようになるとともに、良好な環境が将来の世代に引き継がれるように行われなければならない。

2 前項の良好な環境とは、人類の生存に不可欠な生活環境及び自然環境が保全され、国民が健康かつ安全で文化的な生活を営むのに必要かつ十分な状態にあることをいう。

第四条中「行われるようになること」の下に「及び環境の保全に関する費用が公害を生じさせた事業者その他の者でその事業の必要を生じさせた者（以下この条において「原因者」という。）の」「その事業の必要を生じさせた者に」「原因者に」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十六条に次の一項を加え、第二章第七節中同条を第四十一条とする。

2 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例で、國又は他の地方公共団体が講ずる環境の保全に関する規制の措置より厳しい規制の措置を講ずることができる。

第三十五条第一項中「配慮するように努めなければならない」を「配慮しなければならない」に改め、同条第二項中「情報の提供」を「指導」に、「講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」に改め、第二章第六節中同条を第四十条とする。

第三章第一節中「情報の提供」の下に「資金の確保」を加え、同条を第三十九条とする。

第三十三条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「その他の地球環境保全に

関する」の下に「平等及び互恵を旨とした」を加える。

「健康で」を「健康かつ安全で」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「その他の社会において行われる」の場所、地域社会その他の社会において行われる

の場所、地域社会その他の社会において行われる

の場所、地域社会その他の社会において行われる

の場所、地域社会その他の社会において行われる

の場所、地域社会その他の社会において行われる

の場所、地域社会その他の社会において行われる

第三十条第一項中「環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える惠澤を総合的に評価するための方法の開発」を及び環境への負荷の低減に改め、第二章第五節中同条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十六条 国は、公害に係る紛争が生じた場合におけるあせん、調停等の紛争処理制度を設立証について当事者間の実質的な公平を図るために、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の特殊性にかんがみ、無過失責任による損害賠償制度及び因果関係の立証について当事者間の実質的な公平を図るために、必要な制度を整備し、並びにその救済を円滑に実施するため、必要な措置を講じなければならない。

第三十七条 国は、公害に係る紛争が生じさせた者の「事業活動に伴つて公害を生じさせた事業者その他の者でその事業の必要を生じさせた者（以下この条において「原因者」という。）の」「その事業の必要を生じさせた者に」「原因者に」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条に次の一項を加え、第二章第七節中同条を第四十一条とする。

2 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例で、國又は他の地方公共団体が講ずる環境の保全に関する規制の措置より厳しい規制の措置を講ずることができる。

第三十五条第一項中「促進されるよう」の下に「資金の確保」を加え、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報の公開)

第三十二条 国は、個人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を公開するものとする。

第三十三条 国は、「の下に「学校、家庭、勤労

の場所、地域社会その他の社会において行われる

な原子力発電に係る施設(環境の保全上の支障を防止するための施設を除く)の建設の禁止、既存の原子力発電に係る施設の管理者に対する環境の保全を優先させた当該施設の管理及び当該施設に係る環境の保全に資する情報の公開についての指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条の見出し中「経済的措置」を「経済的な助成」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十六条とする。

第二十一条を第二十五条とする。

第二十条を削り、第十九条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(環境影響評価制度の確立)

第二十四条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者

が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行

い、これについて、独立してその職務を行う機

関による審査を受け、その結果に基づいて、その事業の変更その他環境の保全を図るために措置を講ずるための制度を確立するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の制度は、事業が実施される地域の住民の意見が反映される手続を含むものでなければならぬ。

第十八条中「講ずるよう努めるものとする」を「講じなければならない」と改め、第二章第四節中同条を第二十二条とする。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「公害の防止に関する施策」を「この章に定める施策であつて公害の防止に關係するもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)」に改め、同条第二項中

「環境基本計画」を「国の環境管理計画」に改め、同条第一項中「及び騒音を、「騒音等」に、

「生活環境」を「環境」に、「望ましい」を「必要な」に改め、同条第四項を次のように改め、第二章第三条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「及び騒音を、「騒音等」に、

「生活環境」を「環境」に、「望ましい」を「必要な」に改め、同条第四項を次のように改め、第二章第三

節中同条を第二十条とする。

4 政府は、第一項の基準を定め、又はこれを確定しようとするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

〔第三節 環境基準〕を〔第三節 環境保全基準〕に改める。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 環境管理計画等

第十七条 政府は、環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境管理計画を定めなければならない。

2 前項の環境管理計画(以下「国の環境管理計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(国の環境管理計画)

第十七条 政府は、環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境管理計画を定めなければならない。

2 前項の環境管理計画(以下「都道府県の環境管理計画」という。)は、その都道府県の区域の自然的社会的な条件に応じて定められるものとする。

3 都道府県は、都道府県の環境管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 都道府県は、都道府県の環境管理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県の環境管理計画の変更について準用する。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による開議の決

定があつたときは、遅滞なく、国の環境管理計

画を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、國の環境管理計画の案を作成し、閣議の

決定を認めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による開議の決

定があつたときは、遅滞なく、国の環境管理計

画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、國の環境管理計画の変更に

ついて準用する。

6 国の環境管理計画以外の國の計画であつて、

環境の保全に關する事項を定めるものは、當該

事項に關し、國の環境管理計画と調和が保たれ

るようにしなければならない。

(実施計画)

第十八条 内閣総理大臣は、國の環境管理計画に

基づいて、環境の保全に關する施策を効率的に

実施するために必要な計画を定めなければなら

ない。

(都道府県の環境管理計画)

第十九条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に実施するため、第十七条第二項各号に掲げる事項について環境管理計画を定めなければならない。

第六条 国の環境の保全に關する施策は、環境に

は地域性があることにかんがみ、地方公共団体

の実施する環境の保全に関する施策を尊重し

て、実施されなければならない。

附則ただし書中「第四十三条及び第四十四条」を「第十九条、第四十八条及び第四十九条」に改め

る。

(地方公共団体の施策の尊重)

第六条 国の環境の保全に關する施策は、環境に

は地域性があることにかんがみ、地方公共団体

の実施する環境の保全に関する施策を尊重し

て、実施されなければならない。

附則ただし書中「第四十三条及び第四十四条」を「第十九条、第四十八条及び第四十九条」に改め

る。

第十一条 平成五年十月十五日受理

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一六〇号)(第一七〇号)(第一九七号)(第二二三号)(第二一九号)(第二三七号)(第二三三号)

〔第十九条、第四十八条及び第四十九条〕に改め

る。

請願者 広島県安芸郡熊野町三、三六八
石井智子 外二名

紹介議員 紀平 梶子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第十一条 平成五年十月十八日受理
一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

〔第十九条、第四十八条及び第四十九条〕に改め
る。

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九七号 平成五年十月十九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 長野県塩尻市金井一一三 青木幸雄 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一三号 平成五年十月二十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二通)

請願者 長野県塩尻市上西条四二九 小澤利夫 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一九号 平成五年十月二十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町生田四、一九三 辰野菊江 外四十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七号 平成五年十月二十一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 長野県塩尻市大小屋一四一 萩上英悟 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三二号 平成五年十月二十一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都武藏野市吉祥寺東町四ノ一五ノ一九 小池陽子 外四十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十一月五日本委員会に左の案件が付託された。
一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による促進に関する請願(第二四三号)(第二六一号)

(第二七二号)(第二七九号)(第二八七号)

第二四三号 平成五年十月二十二日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 広島市東区矢賀三ノ三ノ一〇 宮本久江 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六一号 平成五年十月二十五日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 長野県塩尻市大門五ノ五ノ一〇 中澤愛子 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七一号 平成五年十月二十六日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 静岡市人宿町一ノ一ノ五 豊田春江 外二名

紹介議員 紀平 哲子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七九号 平成五年十月二十七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 静岡市春日三ノ一二ノ三 菅生ノリ子 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七八号 平成五年十月二十八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 静岡県焼津市田尻一九六ノ一 松永由美子 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二九号 平成五年十月二十九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 長野県塩尻市大門五ノ五ノ一〇 中澤愛子 外二名

紹介議員 紀平 哲子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三二号 平成五年十一月十日【參議院】

平成五年十一月十八日印刷

平成五年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K